

官報号外

○第六十八回 衆議院会議録 第二十六号

昭和四十七年五月九日

昭和四十七年五月九日(火曜日)

議事日程 第二十二号

午後二時開議

昭和四十七年五月九日

第一 電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 道路運送車両法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

議員請假の件

日程第一 電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 道路運送車両法の一部を改正する法律案(内閣提出)

河川法の一部を改正する法律案(内閣提出)

特定多目的ダム法の一部を改正する法律案(内閣提出)

田中通商産業大臣の中小企業基本法に基づく昭和四十六年度年次報告及び昭和四十七年度中小企業施策についての発言及び質疑

電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律等の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和四十七年二月十六日

内閣総理大臣 佐藤 繁作

電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律等の一部を改正する法律

(電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律等の一部改正)

第一条 次に掲げる法律の規定中「昭和四十八年三月三十一日」を「昭和五十八年三月三十一日」に改める。

一 電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律(昭和三十五年法律第六十四号)附則第二項

二 電話設備の拡充に係る電話交換方式の自動化の実施に伴い退職する者に対する特別措置に関する法律(昭和三十九年法律第百三十九号)第三条項

三 電話加入権質に関する臨時特例法(昭和三十三年法律第百三十八号)第一条

(電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律の一部改正)

第二条 電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号及び第二号を次のように改める。

一 単独電話に係る加入電話加入申込をした

者

加入電話加入申込に係る電話取扱局(公衆電気通信法(昭和二十八年法律第九十七号)第二十五条)に規定する電話取扱局をい

う。以下同じ)の種類(度数料金局及び定期料金局の種類を含む。以下電話取扱局について同じ。)に応じ、それぞれ次に掲げる額

イ その電話取扱局が度数料金局である場合、五級度数料金局については十五万円以内において、一般度数料金局について

二万円以内において、それぞれ政令で定める額、その他の種類の度数料金局については、これらの額を基準として、度

料金局の種類ごとに政令で定める額

イ 又はロに改める。

第二条第一項第四号中「第一号」を「第一号

ロ その電話取扱局が定期料金局である場合は、七級定期料金局については八万円以内において、一级定期料金局については二万円以内において、それぞれ政令で定める額、その他の種類の定期料金局については、これらの額を基準とし、定期料金局の種類ごとに政令で定める額

イ 共同電話に係る加入電話加入申込をした場合、五級定期料金局については五万円以内において、一级定期料金局については一万円以内において、それぞれ共同電話の種類ごとに公社が郵政大臣の認可を受けて定める額、その他の種類の定期料金局については、公社が郵政大臣の認可を受けて定める額

ロ その電話取扱局が定期料金局である場合は、七級定期料金局については三万円以内において、一级定期料金局については一万円以内において、それぞれ共同電話の種類ごとに公社が郵政大臣の認可を受けて定める額、その他の種類の定期料金局については、公社が郵政大臣の認可を受けて定める額

イ その電話取扱局が定期料金局である場合は、五級定期料金局については十五万円以内において、一般定期料金局について

二万円以内において、それぞれ政令で定める額、その他の種類の定期料金局については、これらの額を基準として、前号ロの政令で定める額を参考して、定期料金局及び共同電話の種類ごとに公社が郵政大臣の認可を受けて定める

ロ その電話取扱局が定期料金局である場合は、五級定期料金局については十五万円以内において、一般定期料金局について

二万円以内において、それぞれ政令で定める額、その他の種類の定期料金局については、これらの額を基準として、前号ロの政令で定める額を参考して、定期料金局及び共同電話の種類ごとに公社が郵政大臣の認可を受けて定める

イ その電話取扱局が定期料金局である場合は、五級定期料金局については十五万円以内において、一般定期料金局について

二万円以内において、それぞれ政令で定める額、その他の種類の定期料金局については、これらの額を基準として、前号ロの政令で定める額を参考して、定期料金局及び共同電話の種類ごとに公社が郵政大臣の認可を受けて定める

変更の請求の場合は準用する。

郵政大臣の認可を受けて定める額、十級局から十四級局までの単独電話以外の種類の加入電話及び「五級度料金局の単独電話については十万円以内において、七級度料金局の単独電話については五万円以内において、それぞれ公社が郵政大臣の認可を受けて定める額、五級度料金局及び七級度料金局の単独電話以外の種類の加入電話並びに」に、「その額」を「これらの額」に改める。

第七条の見出し中「加入申込」を「加入申込等」に改め、同条に次の二項を加える。

3 前条の規定は、加入電話の附属設備の設置又は増設の請求の場合に準用する。

第七条の二を次のように改める。

(公衆通信回線使用契約の申込みの場合の債券の引受け)

第七条の二 公衆通信回線使用契約(公衆電気通信法第五十五条の十第二号に規定する公衆通信回線使用契約をいう。以下同じ。)の申込み(三十日以内の使用期間を指定してするものを除く。)をした者は、公社がその申込みにつき承諾の通知を発したときは、公社が定める期日までに、次の各号の区分に従い、それぞれ各号に定める額を払込額とする債券を引き受けなければならない。

一 加入電話の電話回線又は加入電信の電信回線に係るデータ通信設備使用契約の申込みをした者

そのデータ通信設備使用契約が加入電話の電話回線に係るものであるときは前条第一項第一号の、加入電話の電信回線に係るものであるときは同項第二号の規定により引き受けるべき債券の払込額に相当する額に、そのデータ通信設備使用契約に係るデータ通信設備のうち電子計算機の本体以降するものを除く。)について、その設置に通常要する費用の額を基準として機器の種類ごとに公社が郵政大臣の認可を受けて定める額を加えて得た額

二 データ通信設備使用契約(前号に規定するものを除く。)の申込みをした者

その申込みに係る電話取扱局の種類に応じ、十五万円以内において公社が郵政大臣の認可を受けて定める額

二 加入電信の電信回線に係る公衆通信回線使用契約の申込みをした者

十五万円以内において公社が郵政大臣の認可を受けて定める額

2 第二条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

第七条の二の次に次の二条を加える。

3 第五条の規定は、データ通信設備のうち電話予算機の本体以外の機器の増設又は種類の変更の請求の場合は準用する。

二 昭和四十八年三月三十一日以前に完了した

第七条第一項中「加入者」の下に「公衆通信回線使用契約の申込みをした者」を加える。

第七条の二第三項を「第七条の三第三項」に改め、「第六条第一項」の下に「(第七条第三項において準用する場合を含む。)」を加え、「第七条の二第一項若しくは」を「若しくは」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律中、第一条の規定は公布の日から、第二条(電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律(以下「電信電話拡充法」という。))の規定は同項第一項の改正規定を除く。)の規定は公衆電気通信法の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第六十六号)附則第一項の政令で定める日から、第二条(電信電話拡充法第二条第一項及び第三条第一項の改正規定に限る。)並びに次項及び附則第三項の規定は昭和四十八年四月一日から施行する。

(第二条の規定による電信電話拡充法の一部改正に伴う経過措置)

2 次に掲げる通知、復旧工事又は設置で、公衆電気通信法の一部を改正する法律附則第三項の規定により日本電信電話公社(以下「公社」という。)が指定する電話取扱局(以下「指定電話取扱局」という。)で同項の規定により当該指定電話取扱局につき公社が指定する日(以下「指定日」という。)が昭和四十八年三月三十一日以前であるもの又は指定電話取扱局以外の電話取扱局に係るものに係る電話電話債券の引受けについては、なお從前の例による。

一 昭和四八年三月三十一日以前に電信電話拡充法の規定により公社が発した承諾又は請求に応ずべき旨の通知

二 第二条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

有線電気通信法及び公衆電気通信法施行法(昭和二十九年法律第九十九号。以下「施行法」という。)第十二条第一項に規定する戦災電話の復旧工事

三 昭和四十八年三月三十一日以前に完了した施工法第九条第一項に規定する加入申込に係る加入電話の設置

四 次に掲げる通知、復旧工事又は設置で、前項に規定する指定電話取扱局以外の指定電話取扱局に係るものに係る電信電話債券の引受けについては、なお從前の例による。

一 当該指定電話取扱局に係る指定日以前に電信電話拡充法の規定により公社が発した承諾又は請求に応ずべき旨の通知

二 当該指定電話取扱局に係る指定日以前に完了した施工法第九条第一項に規定する加入申込に係る加入電話の設置

三 当該指定電話取扱局に係る指定日以前に完了した施工法第九条第一項に規定する加入申込に係る加入電話の設置

四 次に掲げる通知、復旧工事又は設置で、前項に規定する指定電話取扱局以外の指定電話取扱局に係るものに係る電信電話債券の引受けについては、なお從前の例による。

一 電信電話等に対する国民の依然としておろ盛な需要を充足するため日本電信電話公社が公衆電気通信設備を一層急速かつ計画的に拡充する必要がある実情にかんがみ、加入電話加入申込者等による電信電話債券の引受け制度、電話交換方式の自動化の実施に伴う電話交換要員の退職につき特別の給付金を支給する制度及び電話加入権に質権を設定することができる制度の存続を図るとともに、

公衆通信回線使用契約申込者に電信電話債券を引き受けさせる等電信電話債券の引受け制度の整備を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。通

信委員長高橋清一郎君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔高橋清一郎君登壇〕

○高橋清一郎君　たゞいま議題となりました電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、通信委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法律案は、去る二月十六日内閣から提出されたものであります。その提案理由とするところは、電信電話等に対する国民の依然として旺盛な需要を充足するため、電信電話債券の引き受け制度等、公衆電気通信設備の拡充に必要な諸制度の存続をはかるとともに、所要の整備を行なおうとするものであります。

本案のおもな内容といましては、第一に、制度の存続について、電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律、電話設備の拡充に係る電話交換方式の自動化の実施に伴い退職する者に対する特別措置に関する法律、及び電話加入権質に関する臨時特例法に定める制度の期限を十年間延長するものであります。

第二に、電信電話債券の引き受けについて、公衆通信回線使用契約等の中込をした者は、電信電話債券の引き受けを要することとするとともに、債券払い込み額を定めるための級局区分を電話使用料の級局区分と同一とする等、所要の整備を行なうとともに、必要な経過措置の規定を設けております。

なお、この法律の施行期日は、制度の存続に関する規定は公布の日から、電信電話債券の引き受け制度の整備に関する規定のうち、公衆通信回線使用契約等に係る債券の引き受けに関する規定は公衆電気通信法の一部を改正する法律の電話料金に関する広域時分割に関する規定の施行の日から、その他のものについては昭和四十八年四月一日から施行することとなつております。

通信委員会におきましては、四月十一日本案の付託を受けまして、慎重に審議を重ねたのであります。

付託を受けまして、慎重に審議を重ねたのであります。五月八日質疑を終了し、討論に入りましたところ、自由民主党を代表して森喜朗君より賛成の意見が、日本社会党を代表して古川喜一君より反対の意見が、また、民社党を代表して栗山礼行君より賛成の意見が、共産党を代表して津川武一君より反対の意見がそれぞれ述べられ、次いで採決を行なった結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと認決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決いたしました。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多數。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 道路運送車両法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(船田中君) 日程第二、道路運送車両法の一部を改正する法律案を議題といたします。

右

内閣總理大臣 佐藤 栄作
内閣總理大臣 佐藤 栄作

道路運送車両法の一部を改正する法律

道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)の一部を次のよう改定する。

目次 中「第五章 道路運送車両の検査(第五十八条—第七十六条)」を

第五章の二 軽自動車検査協会

第一節 総則(第七十六条の二—第七十六条の八)

第二節 設立(第七十六条の九—第七十六条の十四)

第三節 管理(第七十六条の十五—第七十六条の二十六)

第四節 業務(第七十六条の二十七—第七十六条の三十二)

第五節 財務及び会計(第七十六条の三十三—第七十六条の三十八)

第六節 監督(第七十六条の三十九—第七十六条の四十)

第七節 补則(第七十六条の四十一—第七十六条の四十二)

に改める。

第五十八条第一項中「軽自動車」を「運輸省令で定める軽自動車(以下「検査対象外軽自動車」という。)」に改める。

第五十九条第一項中「自動車(二輪の小型自動車を除く。)」を「第四条に規定する自動車(二輪の小型自動車を除く。)」に改める。

第六十条第一項中「自動車(二輪の小型自動車を除く。)」を「第四条に規定する自動車(二輪の小型自動車を除く。)」を「第四条に規定する自動車(二輪の小型自動車を除く。)」に改める。

第六十一条第一項中「自動車(二輪の小型自動車を除く。)」を「第四条に規定する自動車(二輪の小型自動車を除く。)」に改める。

第六十二条第一項中「二輪の小型自動車」を「検査対象車若しくは」を加える。

第六十三条第一項中「自家用自動車」の下に「であつて、検査対象軽自動車以外のもの」を加える。

第六十四条第一項中「指定を受けた」の下に「検査対象軽自動車若しくは」を加える。

第六十五条第一項中「軽自動車」を「検査対象車」に改める。

第六十六条第一項中「軽自動車」を「検査対象車若しくは」を加える。

第六十七条第一項中「軽自動車」を「検査対象車若しくは」を加える。

第六十八条第一項中「軽自動車」を「検査対象車若しくは」を加える。

第六十九条第一項中「軽自動車」を「検査対象車若しくは」を加える。

第七十条第一項中「軽自動車」を「検査対象車若しくは」を加える。

第七十一条第一項中「軽自動車」を「検査対象車若しくは」を加える。

第七十二条第一項中「軽自動車」を「検査対象車若しくは」を加える。

第七十三条第一項中「軽自動車」を「検査対象車若しくは」を加える。

第七十四条第一項中「軽自動車」を「検査対象車若しくは」を加える。

第七十五条第一項中「軽自動車」を「検査対象車若しくは」を加える。

第七十六条第一項中「軽自動車」を「検査対象車若しくは」を加える。

第七十七条第一項中「軽自動車」を「検査対象車若しくは」を加える。

第七十八条第一項中「軽自動車」を「検査対象車若しくは」を加える。

第七十九条第一項中「軽自動車」を「検査対象車若しくは」を加える。

第八十条第一項中「軽自動車」を「検査対象車若しくは」を加える。

第八十一条第一項中「軽自動車」を「検査対象車若しくは」を加える。

第八十二条第一項中「軽自動車」を「検査対象車若しくは」を加える。

第八十三条第一項中「軽自動車」を「検査対象車若しくは」を加える。

第八十四条第一項中「軽自動車」を「検査対象車若しくは」を加える。

第八十五条第一項中「軽自動車」を「検査対象車若しくは」を加える。

第八十六条第一項中「軽自動車」を「検査対象車若しくは」を加える。

第八十七条第一項中「軽自動車」を「検査対象車若しくは」を加える。

第八十八条第一項中「軽自動車」を「検査対象車若しくは」を加える。

第八十九条第一項中「軽自動車」を「検査対象車若しくは」を加える。

第九十条第一項中「軽自動車」を「検査対象車若しくは」を加える。

第九十一条第一項中「軽自動車」を「検査対象車若しくは」を加える。

第九十二条第一項中「軽自動車」を「検査対象車若しくは」を加える。

外壁自動車」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(軽自動車検査協会の検査等)

第七十四条の二 運輸大臣は、次章の規定により

軽自動車検査協会が設立されたときは、軽自動

車検査協会に、この章に規定する自動車の検査

に関する事務（第六十一条の二及び第六十三条

第一項の規定による事務を除く。）であつて軽自

動車に係るもの（以下「軽自動車の検査事務」

といふ。）を行なわせるものとする。

2 運輸大臣は、前項の規定により軽自動車検査

協会に軽自動車の検査事務を行なわせるときは、

軽自動車検査協会が当該事務を開始する日

及び当該事務を行なう事務所の所在地を官報で

公示しなければならない。

3 運輸大臣は、軽自動車検査協会が天災その他

の事由により軽自動車の検査事務を円滑に処理

することが困難となつた場合において必要があ

ると認めるときは、軽自動車の検査事務を自ら

も行なうこととすることができる。

4 運輸大臣は、前項の規定により軽自動車の検

査事務を行なうこととし、又は同項の規定によ

り行なつてはいる軽自動車の検査事務を行なわな

いこととするときは、あらかじめ、その旨を官

報で公示しなければならない。

5 第一項の規定により軽自動車検査協会に軽自

動車の検査事務を行なわせる場合又は運輸大臣

が第三項の規定により軽自動車の検査事務を行

なうこととし、若しくは同項の規定により行な

つてはいる軽自動車の検査事務を行なわないこと

とする場合における軽自動車の検査事務の引継

ぎに関する所要の事項及び軽自動車の検査に關

する申請、手数料の納付その他の手続に關する

所要の経過措置は、運輸省令で定める。

第七十四条の三 軽自動車検査協会が行なう軽自動車の検査事務に関してこの章（第六十一条の二までを除く。）の規定を適用する場合において

は、これらの規定中「運輸大臣」とあるのは、

「軽自動車検査協会」とする。

第五章の次に次の二章を加える。

第五章の二 軽自動車検査協会

第一節 総則

(目的)

第七十六条の二 軽自動車検査協会は、軽自動

車の安全性を確保するため軽自動車の検査事務を

行ない、あわせてこれに関連する事務を行なう

ことを目的とする。

(法人格)

第七十六条の三 軽自動車検査協会（以下「協会」という。）は、法人とする。

(数)

第七十六条の四 協会は、一を限り、設立される

ものとする。

(資本金)

第七十六条の五 協会の資本金は、一億五千万円

とし、政府がその全額を出資する。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で

定める金額の範囲内において、協会に追加して

出資することができる。

3 協会は、前項の規定による政府の出資があつ

たときは、その出資額により資本金を増加する

ものとする。

(名称)

第七十六条の六 協会は、その名称中に軽自動

車検査協会という文字を用いなければならない。

2 協会でない者は、その名称中に軽自動車検査

（登記）

第七十六条の七 協会は、政令で定めるところに

より、登記しなければならない。

3 前項の規定により登記しなければならない事

項は、登記の後でなければ、これをもつて第三

者に對抗することができない。

(民法の準用)

第七十六条の八 民法（明治二十九年法律第八十

九号）第四十四条及び第五十条の規定は、協会について準用する。

第二節 設立

第七十六条の九 協会を設立するには、自動車の

安全性の確保について学識経験を有する者七人

以上が発起人となることを必要とする。

(設立の認可等)

第七十六条の十 発起人は、定款及び事業計画書

を運輸大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

2 前項の事業計画書に記載すべき事項は、運輸

省令で定める。

第七十六条の十一 運輸大臣は、前条第一項の規

定による認可の申請があつた場合において、申

請の内容が次の各号の一に該当せず、かつ、そ

の業務が健全に行なわれ、軽自動車の安全性の

確保に寄与することができるとき、

又は記載すべき事項の記載が欠けて、いると

き、又は記載すべき事項の記載が欠けて、とし

り認可をしたときは、運輸大臣は、前条の規定によ

り認可をしたとき、協会の理事長となるべき者

とした者のうちから、協会の理事長となるべき者

及び監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長となるべき

者及び監事となるべき者は、協会の成立の時

において、それぞれ第七十六条の十八第一項の

規定により理事長及び監事に任命されたものと

する。

第七十六条の十二 運輸大臣は、前条の規定によ

り認可をしたときは、運輸大臣は、前条の規定によ

り認可をしたときは、協会の理事長となるべき者

とした者のうちから、協会の理事長となるべき者

及び監事となるべき者を指名する。

2 理事長となるべき者は、前項の規定による事

務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政府に

対し、第七十六条の五第一項の規定による出資

金の払込みを求めなければならない。

(設立の登記)

第七十六条の十四 理事長となるべき者は、前条

第二項の規定による出資金の払込みがあつたと

きは、運輸大臣に提出して、政令で定めるところにより、

設立の登記をしなければならない。

2 協会は、設立の登記をすることによつて成立

する。

第三節 管理

(定款記載事項)

第七十六条の十五 協会の定款には、次の事項を記載しなければならない。

1 目的

2 名称

3 事務所の所在地

4 役員に関する事項

5 業務及びその執行に関する事項

6 財務及び会計に関する事項

7 定款の変更に関する事項

8 公告の方法

2 協会の定款の変更は、運輸大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員)

第七十六条の十六 協会に、役員として、理事長一人、理事四人以内及び監事一人を置く。

(役員の職務及び権限)

第七十六条の十七 理事長は、協会を代表し、その業務を總理する。

2 理事は、定款で定めるところにより、理事長を補佐して協会の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を行なう。

3 監事は、協会の業務を監督する。

(役員の任命)

第七十六条の十八 理事長及び監事は、運輸大臣

- が任命する。
- 2 理事は、運輸大臣の認可を受けて、理事長が任命する。
- (役員の任期)
- 第七十六条の十九 役員の任期は、三年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 役員は、再任されることができる。
- (役員の欠格条項)
- 第七十六条の二十 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。
- 一 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）
- 二 自動車若しくは自動車の部品の製造、改造、整備若しくは販売の事業を営む者又はこれらの方が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上なる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）
- (役員の解任)
- 第七十六条の二十一 運輸大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。
- 2 運輸大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。
- 一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- 二 職務上の義務違反があるとき。
- 3 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするとときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。
- (役員の兼職禁止)
- 第七十六条の二十二 役員は、當利を目的とする

團体の役員となり、又は自ら當利事業に従事してはならない。ただし、運輸大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第七十六条の二十三 協会と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が協会を代表する。

(職員の任命)

第七十六条の二十四 協会の職員は、理事長が任命する。

(職員の兼職禁止)

第七十六条の二十五 職員は、自動車若しくは自動車の部品の製造、改造、整備若しくは販売の事業を經營し、これらの事業の業務に従事し、又はこれらの方の事業を經營する者の団体の役員若しくは職員となつてはならない。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第七十六条の二十六 役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(業務)

第七十六条の二十七 協会は、第七十六条の二の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 軽自動車の検査事務

二 検査対象軽自動車に係る自動車重量税の納付

三 検査対象軽自動車に係る軽自動車税の納付

四 検査対象軽自動車に係る自動車損害賠償責任保険の契約の締結の確認の事務

五 前各号の業務に附帯する業務

六 前各号に掲げるもののほか、第七十六条の二の目的を達成するために必要な業務

第七十六条の二十八 協会は、業務の開始前に、業務方法書を作成し、運輸大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときは、も、同様とする。

2 業務方法書に記載すべき事項は、運輸省令で定める。

(軽自動車の検査事務の開始等の届出)

第七十六条の二十九 協会は、軽自動車の検査事務を開始する際、当該事務を開始する日及び当該事務を行なう事務所の所在地を運輸大臣に届け出なければならない。協会が軽自動車の検査事務を行なう事務所の所在地を変更しようとするときは、も、同様とする。

3 協会は、軽自動車検査員を選任したときは、その日から十五日以内に、運輸大臣にその旨を届け出なければならない。これを変更したときは、も、同様とする。

4 運輸大臣は、軽自動車検査員が、この法律、検査事務規程に違反する行為をしたとき、又は軽自動車の検査事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、協会に対し、軽自動車検査員の解任を命ずることができる。

5 前項第八十八条又は第九十四条の四第四項の規定による命令により軽自動車検査員、検査主任者又は自動車検査員の職を解任され、解任の日から二年を経過しない者は、軽自動車検査員となることができない。

(事業年度)

第七十六条の三十三 協会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。(予算等の認可)

第七十六条の三十四 協会は、毎事業年度、予算事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときは、も、同様とする。

第六節 財務及び会計

第七十六条の三十五 協会は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に運輸大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2 協会は、前項の規定により財務諸表を運輸大

昭和四十七年五月九日 衆議院会議録第二十六号 道路運送車両法の一部を改正する法律案

とするときは、運輸大臣の認可を受けなければならぬ。

(業務方略書)

第七十六条の二十八 協会は、業務の開始前に、業務方法書を作成し、運輸大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときは、も、同様とする。

2 業務方法書に記載すべき事項は、運輸省令で定める。

(軽自動車の検査事務の開始等の届出)

第七十六条の二十九 協会は、軽自動車の検査事務を開始する際、当該事務を開始する日及び当該事務を行なう事務所の所在地を運輸大臣に届け出なければならない。協会が軽自動車の検査事務を行なう事務所の所在地を変更しようとするときは、も、同様とする。

3 協会は、軽自動車検査員を選任したときは、その日から十五日以内に、運輸大臣にその旨を届け出なければならない。これを変更したときは、も、同様とする。

4 運輸大臣は、軽自動車検査員が、この法律、検査事務規程に違反する行為をしたとき、又は軽自動車の検査事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、協会に対し、軽自動車検査員の解任を命ずることができる。

5 前項第八十八条又は第九十四条の四第四項の規定による命令により軽自動車検査員、検査主任者又は自動車検査員の職を解任され、解任の日から二年を経過しない者は、軽自動車検査員となることができない。

(事業年度)

第七十六条の三十三 協会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。(予算等の認可)

第七十六条の三十四 協会は、毎事業年度、予算事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときは、も、同様とする。

第六節 財務及び会計

第七十六条の三十五 協会は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に運輸大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2 協会は、前項の規定により財務諸表を運輸大

ては、軽自動車検査員に行なわせなければならない。

2 軽自動車検査員は、自動車の検査について運輸省令で定める一定の実務の経験その他の要件を備える者のうちから、選任しなければならない。

3 協会は、軽自動車検査員を選任したときは、その日から十五日以内に、運輸大臣にその旨を届け出なければならない。これを変更しようとするときは、も、同様とする。

4 運輸大臣は、軽自動車検査員が、この法律、検査事務規程に違反する行為をしたとき、又は軽自動車の検査事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、協会に対し、軽自動車検査員の解任を命ずることができる。

5 前項第八十八条又は第九十四条の四第四項の規定による命令により軽自動車検査員、検査主任者又は自動車検査員の職を解任され、解任の日から二年を経過しない者は、軽自動車検査員となることができない。

(事業年度)

第七十六条の三十三 協会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。(予算等の認可)

第七十六条の三十四 協会は、毎事業年度、予算事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときは、も、同様とする。

第六節 財務及び会計

第七十六条の三十五 協会は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に運輸大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2 協会は、前項の規定により財務諸表を運輸大

ては、軽自動車検査員に行なわせなければならない。

2 軽自動車検査員は、自動車の検査について運輸省令で定める一定の実務の経験その他の要件を備える者のうちから、選任しなければならない。

3 協会は、軽自動車検査員を選任したときは、その日から十五日以内に、運輸大臣にその旨を届け出なければならない。これを変更しようとするときは、も、同様とする。

4 運輸大臣は、軽自動車検査員が、この法律、検査事務規程に違反する行為をしたとき、又は軽自動車の検査事務に関し著しく不適当な行為をしたときは、協会に対し、軽自動車検査員の解任を命ずることができる。

5 前項第八十八条又は第九十四条の四第四項の規定による命令により軽自動車検査員、検査主任者又は自動車検査員の職を解任され、解任の日から二年を経過しない者は、軽自動車検査員となることができない。

(事業年度)

第七十六条の三十三 協会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。(予算等の認可)

第七十六条の三十四 協会は、毎事業年度、予算事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときは、も、同様とする。

第六節 財務及び会計

第七十六条の三十五 協会は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に運輸大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2 協会は、前項の規定により財務諸表を運輸大

定による車両番号標を表示しない検査対象軽自動車については、当該自動車を検査対象外軽自動車とみなして新法第九十七条の三（同条の規定に違反する行為に対する罰則を含む。）の規定を適用する。

3 第一項に規定する検査対象軽自動車の使用者が同項の政令で定める日以前に新法第五十九条の規定による新規検査を受けようとする場合において、当該検査対象軽自動車に係る保安基準適合証を提出したときは、同条の規定の適用については、当該検査対象軽自動車は、運輸大臣（新法第七十四条の三の規定の適用があるときは、協会）に対する提示があり、かつ、保安基準に適合するものとみなす。

4 運輸大臣（新法第七十四条の三の規定の適用があるときは、協会）は、検査対象軽自動車については、当分の間、政令で定めるところにより、軽自動車検査記録簿を備え、これに新法第七十二条第一項に規定する事項を記録することができる。

5 運輸大臣は、この法律の施行前においても、旧法第七十五条第一項及び第二項の規定の例により検査対象軽自動車をその型式について指定することができるものとする。この場合には、同条第三項及び第四項、旧法第一百条、第二百二条及び第二百三十三条並びに新法第一百十二条第二項の規定の適用があるものとする。

6 新法第七十六条の六第二項の規定の施行の際現にその名称中に軽自動車検査協会という文字を用いている者については、同項の規定は、同項の規定の施行後六月間は、適用しない。

2 協会の最初の事業年度は、新法第七十六条の三十三の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、翌年三月三十日に終わるものとする。

3 協会の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、新法第七十六条の三十四中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「協会」号を加える。

（地方税法の一部改正）

第七条 地方税法の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第三号中「及び日本万国博覧会記念協会」を「日本万国博覧会記念協会及び軽自動車検査協会」に改める。

第七十三条の四第一項第十八号の次に次の二号を加える。

（道路運送車両法の一部を改正する法律案）

会の成立後遅滞なく」とする。

会の成立後遅滞なく」とする。

車両法（昭和二十六年法律第二百八十五号）

道路運送車両法（昭和二十六年法律第二百八十五号）

自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第五条 自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「当該行政庁」の下に「（同法第十七条号）」を加え、同条第二項中「軽自動車」を「道路運送車両法第五十八条第一項に規定する検査対象外軽自動車」に改める。

第一項及び第三項並びに第五十四条の八第二項中「軽自動車」を「検査対象外軽自動車」に改めることとする。

第六条この法律の施行の際現に旧法第九十七条の三第二項の規定による自動車検査証の交付を受けたとき（同法第五十九条第一項に規定する検査対象軽自動車に係る場合に限る。）の下に「（同法第六十条の規定による自動車検査証の交付を受けたとき（同法第五十九条第一項に規定する検査対象軽自動車に係る場合に限る。）」を、第六百九十九条の三第三項中「除く。」の下に「（当該自動車の登録）」の下に「（自動車検査証の交付）」を加える。

第六百九十九条の十一第一項第一号中「による登録」の下に「（同法第五十九条の規定による検査（検査対象軽自動車に係るものに限る。）」を、「（当該登録）」の下に「（検査）」を加える。

（國税通則法の一部改正）

第六百九十九条の八第二項中「軽自動車」を「届出軽自動車」に改める。

（自動車検査登録特別会計法の一部改正）

第九条自動車検査登録特別会計法（昭和三十九年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

（所得税法の一部改正）

第十一条所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

（別表第一第一号の表中金属鉱物探鉱促進事業団の項の次に次のように加える。）

（軽自動車道法律の一部改正）

第十二条印紙税法（昭和四十二年法律第二百八十五号）の一部を次のように改正する。

（登録免許税法の一部改正）

第十三条登録免許税法（昭和四十二年法律第三百八十五号）の一部を次のように改正する。

（別表第二中金属鉱物探鉱促進事業団の項の次に次のように加える。）

（軽自動車道法律の一部改正）

第十四条自動車重量税法（昭和四十六年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

（別表第二中環境衛生金融公庫の項の次に次のように加える。）

（自動車重量税法の一部改正）

第六条第一項中「官公署」の下に「又は道路運送車両法第五章の二の規定により設立された都道府県知事」を「若しくはその権限の委任を受けた都道府県知事」を「若しくはその権限の委任を受けた都道府県知事」に改める。

（別表第一第一号の表中金属鉱物探鉱促進事業団の項の次に次のように加える。）

（軽自動車道法律の一部改正）

第十一条中「又は都道府県知事」を「都道府県

昭和四十七年五月九日 衆議院会議録第二十六号

道路運送車両法の一部を改正する法律案

七八一

知事又は協会に改める。
附則に次の二項を加える。

(軽自動車である検査自動車の暫定的取扱い)

12 軽自動車である検査自動車は、この法律の規定の適用については、当分の間、届出軽自動車とみなす。この場合において、第二条第一項第三号に規定する車両番号の指定には、一項の規定による車両番号の指定を含むものとし、第九条中「陸運局長又はその権限の委任を受けた都道府県知事」とあるのは、「運輸大臣等」とする。(附則に関する経過措置)

第十五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

最近における軽自動車の普及の実情にかんがみ、その安全性の確保及び公害の防止を図るために、軽自動車に対して検査を実施することともに、これを行なうことを目的とする軽自動車検査協会を設立する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。運輸委員長小堀柳多君。

〔報告書は木号末尾に掲載〕

○小堀柳多君 ただいま議題となりました道路運

送車両法の一部を改正する法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本案は、最近における軽自動車の普及の実情にかんがみ、その安全性の確保及び公害の防止をはかるため、軽自動車に対して検査を実施するとともに、これを行なうことを目的とする軽自動車検

査協会を設立しようとするものであります。
そのおもな内容は、

第一に、軽自動車に対しても、一定の軽自動車を除き、車両検査を義務づけ、軽自動車は、有効な自動車検査証を備えつけ、検査標章及び車両番号標を表示しなければ運行の用に供してはならないことといたします。

第二に、軽自動車の検査事務は、運輸大臣の認可を受けて設立される軽自動車検査協会に行なわせることといたします。

第三に、軽自動車検査協会は全額政府出資の人とし、その設立、役員、業務、財務等に関する所要の規定を設けました。

第四に、軽自動車に対する車両検査の実施に伴い、軽自動車についても型式指定制度及び指定整備事業制度を採用する等、所要の規定を整備することといたします。

このほか、軽自動車の検査は昭和四十八年十月一日から実施することとし、その検査に関する経過措置を規定し、あわせて関係法令の改正を行なうこととします。

本案は、二月十九日本委員会に付託され、四月四日丹羽運輸大臣から提案理由の説明を聴取し、四月七日質疑に入り、五日間にわたって質疑を行ない、四月十八日質疑を終了いたのであります。が、その詳細は会議録によつて御承知を願いたいと存じます。

五月八日採決いたしました結果、本案は多數をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対しましては、自由民主党提案によりまして、本法による軽自動車の検査制度の実施にあたり、政府において積極的に措置すべき六項目の附帯決議を付することにいたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

〔河川法の一部を改正する法律案(内閣提出) 特定多目的ダム法の一部を改正する法律案(内閣提出) ○藤波孝生君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。〕

〔河川法の一部を改正する法律案(内閣提出) 第四条に次の二項を加える。〕

3 建設大臣は、第一項の規定により河川を指定しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、河川審議会及び関係都道府県知事の意見をきかなければならぬ。

5 建設大臣は、第一項の規定により河川を指定するときは、建設省令で定めるところにより、水系ごとに、その名称及び区間を公示しなければならない。

6 一級河川の指定の変更又は廃止の手続は、第一項の規定による河川の指定の手続に準じて行なわなければならない。

第十四条第二項中「一級河川の河川管理施設に係るものにあつては関係都道府県知事、二級河川の河川管理施設に係るものにあつては関係市町村長」を「政令で定めるところにより、関係行政機関の長に協議し、又は関係都道府県知事、関係市町村長若しくは当該河川管理施設の管理に要する費用の一部を負担する者で政令で定めるもの」に改める。

第十五条中「二級河川について、河川管理者が河川の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

〔河川法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。〕

〔河川法の一部を改正する法律案(内閣總理大臣 佐藤 栄作) 昭和四十七年二月十九日〕

を伴うものを除く。)に要する費用及び当該河川工事により設置する河川管理施設の管理に要する費用については、当該特別水利使用者が受けることとなると認められる利益の限度において、その者に、その一部を負担させることができる。

2 河川管理者は、前項の河川工事を施行しようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、関係行政機関の長に協議し、及び一級河川に係るものにあっては関係都道府県知事、二級河川に係るものにあっては関係市町村長の意見をきくとともに、当該工事を要する費用及び当該工事により設置する河川管理施設の管理に要する費用の負担について特別水利使用者者の同意を得なければならぬ。

3 第一項の場合において、負担金の額の算出方及び負担金の還付に関する事項については、政令で、負担金の徴収方法については、建設大臣が負担させるものにあっては政令で、都道府県知事が負担させるものにあっては当該都道府県知事が統轄する都道府県の条例で定める。

4 第一項の河川工事は、関係河川における流水の正常な機能の維持に支障のない範囲内において施行するものとする。

第七十一条中「及び前条第一項」を「、第七十一条第一項及び前条第一項」に改める。

第七十二条中「又は第七十条第一項」を「、第七十条第一項又は第七十条の二第二項」に改める。

第七十三条中「第四条第一項の政令で指定する水系及び第五条第一項の水系以外の水系に係る」を「一級河川及び二級河川以外の」に改める。

(附則)
(施行期日)
1 この法律は、昭和四十七年四月一日から施行する。
(一級河川の指定の経過措置)
2 この法律の施行前に改正前の第四条の規定に

を伴うものを除く。)に要する費用及び当該河川工事により設置する河川管理施設の管理に要する費用については、当該特別水利使用者が受けることとなると認められる利益の限度において、その者に、その一部を負担させることができる。

2 河川管理者は、前項の河川工事を施行しようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、関係行政機関の長に協議し、及び一級河川に係るものにあっては関係都道府県知事、二級河川に係るものにあっては関係市町村長の意見をきくとともに、当該工事を要する費用及び当該工事により設置する河川管理施設の管理に要する費用の負担について特別水利使用者者の同意を得なければならぬ。

3 第一項の場合において、負担金の額の算出方及び負担金の還付に関する事項については、政令で、負担金の徴収方法については、建設大臣が負担させるものにあっては政令で、都道府県知事が負担させるものにあっては当該都道府県知事が統轄する都道府県の条例で定める。

4 第一項の河川工事は、関係河川における流水の正常な機能の維持に支障のない範囲内において施行するものとする。

第七十一条中「及び前条第一項」を「、第七十一条第一項及び前条第一項」に改める。

第七十二条中「又は第七十条第一項」を「、第七十条第一項又は第七十条の二第二項」に改める。

第七十三条中「第四条第一項の政令で指定する水系及び第五条第一項の水系以外の水系に係る」を「一級河川及び二級河川以外の」に改める。

(附則)
(施行期日)
1 この法律は、昭和四十七年四月一日から施行する。
(一級河川の指定の経過措置)
2 この法律の施行前に改正前の第四条の規定に

よりした河川の指定とみなす。

(治水特別会計法の一部改正)

第四条第一項第二号中「河川法」の下に「第五十九条」を加え、同項第四号中「若しくは第七十条第一項」を「第七十条第一項若しくは第七十条の二第二項」に改める。

理由

広域的な水利用に資する河川工事を促進するため、二以上の河川を連絡させる河川工事により新たに流水の占用をすることができることとなる者に、当該工事等に要する費用の一部を負担させることが必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

特定多目的ダム法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

内閣總理大臣 佐藤 榮作

特定多目的ダム法の一部を改正する法律案
(治水特別会計法の一部改正)

第七十二条中「又は第七十条第一項」を「、第七十条第一項又は第七十条の二第二項」に改める。

第七十三条中「第四条第一項の政令で指定する水系及び第五条第一項の水系以外の水系に係る」を「一級河川及び二級河川以外の」に改める。

第七十一条中「第四条第一項の政令で指定する水系及び第五条第一項の水系以外の水系に係る」を「一級河川及び二級河川以外の」に改める。

第七十二条中「又は第七十条第一項」を「、第七十条第一項又は第七十条の二第二項」に改める。

第七十三条中「第四条第一項の政令で指定する水系及び第五条第一項の水系以外の水系に係る」を「一級河川及び二級河川以外の」に改める。

とができる限度において基本計画に定めれば足りる。この場合においては、建設大臣は、当該ダム使用権の設定予定者を定めることができることとなつた後、遅滞なく、当該基本計画を変更して、必要な事項を定めなければならない。

1 当該多目的ダムにより、洪水等による災害発生を防止し若しくは軽減し、又は流水の正常な機能を維持し若しくは増進する緊急の必要があること。

2 発電の用以外の特定用途に係る水の需要が十分にあり、かつ、当該多目的ダムによりその供給を確保する緊急の必要があること。

3 第七条第一項中「費用の額」の下に「並びに多目的ダムの建設に要する費用の財源の一部に借入金が充てられる場合には、支払うべき利息の額」を加える。

附則

(施行期日)
1 この法律は、公布の日から施行する。

(治水特別会計法の一部改正)
2 治水特別会計法(昭和三十五年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第五号中「第九条」の下に「第一項」を加える。

第五条第一項第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

第四条第二項第五号中「第九条」の下に「第一項」を加える。

四 第十五条第二項第一項の規定による借入金の一部を次のように改正する。

第五条第一項第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 第十五条第二項第三号中「第九条」の下に「第一項」を加え、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 第十五条第二項第一項の規定による借入金の償還金及び利子

第九条の見出しを「他会計への繰入れ」に改め、同条に次の二項を加える。

2 第十五条第二項第一項の規定による借入金の償還金及び利子の額に相当する金額は、工事別等の区分に従つて、特定多目的ダム建設工事勘定から国債整理基金特別会計に繰り入れ

るものとする。

第十条第二項第一号中「並びに前年度及び当該年度の事業計画表」を「、借入金の借入れ及び償還実績表並びに特定多目的ダム法第七条第

一項の規定による負担金(第十五条の二第一項の規定による借入金の償還金及び利子の財源に充てられるものに限る。次号及び第十六条第二項において同じ。)に係る債権の発生及び回収実績表」に改め、同項第二号を同項第三号とし、

二 前年度及び当該年度の事業計画表、借入金の借入れ及び償還実績表並びに特定多目的ダム法第七条第一項中「費用の額」の下に「並びに多目的ダムの建設に要する費用の財源の一部に借入金が充てられる場合には、支払うべき利息の額」を加える。

(附則)
1 第十五条の次に次の三条を加える。

(借入金)
第十五条の二 特定多目的ダム建設工事勘定において、多目的ダム建設工事に要する費用のうち、特定多目的ダム法第四条第三項後段の規定により多目的ダムの建設に関する基本計画を変更して定められるダム使用権の設定予定期者が負担すべき負担金(政令で定めるところにより、特定多目的ダム建設工事における多目的ダム建設工事に要する費用に係る部分に限る。)の額に相当する費用の財源に充てるため必要があるときは、政令で定めるところにより、特定多目的ダム建設工事勘定の負担において、工事別等の区分により借入金をすることができる。

2 前項の規定による借入金の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならぬ。

3 特定多目的ダム法第七条第一項の規定による負担金で、第一項の規定による借入金に対するものは、当該借入金の償還金及び利子の財源に充てなければならない。

(借入限度の繰越し)

第十五条の三 特定多目的ダム建設工事勘定において、借入金の借入れについて国会の議決を経た金額のうち、当該年度において借入れをしなかつた金額があるときは、当該金額を限度として、かつ、歳出予算の繰越し額の財源として必要な金額の範囲内で、翌年度において、前条第一項の規定による借入金をすることができる。

(借入金の借入れ及び償還の事務)

第十五条の四 第十五条の二第一項の規定による借入金の借入れ及び償還に関する事務は、大蔵大臣が行なう。

第十六条第二項中第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 借入金の借入れ及び償還実績表

三 特定多目的ダム法第七条第一項の規定による負担金に係る債権の発生及び回収実績表

官報 (号外)

3 (治水特別会計法の一部改正に伴う経過措置)

前項の規定による改正後の治水特別会計法の規定は、昭和四十七年度の予算から適用し、昭和四十六年度以前の年度の決算については、なお従前の例による。ただし、前項の規定による改正後の治水特別会計法第十条第二項又は第十三条第二項の規定により治水特別会計の歳入歳出予定計算書等又は予算に添付すべき前前年度の借入金の借入れ及び償還実績表並びに特定多目的ダム法第七条第一項の規定による負担金に係る債権の発生及び回収実績表、又は前年度の借入金の借入れ及び償還計画表並びに特定多目的ダム法第七条第一項の規定による負担金に係る債権の発生及び回収実績表は、昭和四十七年度分(前前年度の借入金の借入れ及び償還実績表並びに特定多目的ダム法第七条第一項の規定による負担金に係る債権の発生及び回収実績表については、昭和四十八年度分を含む)に限り、これらの規定にかかわらず、その添附を

要しないものとする。

(水資源開発公団法の一部改正)

4 水資源開発公団法(昭和三十六年法律第二百一十八号)の一部を次のように改正する。

第二十条の二第三項中「廻する」の下に「治水特別会計の特定多目的ダム建設工事勘定又は」を加える。

理由

治水上及び利水上多目的ダムを建設すべき緊急の必要がある場合においては、その早期着工を図るため、特別の事情によりダム使用権の設定予定期間を定めることができない段階においても、基本計画を作成することができるとしてする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第十六条第二項中「廻する」の下に「治水特別会計の特定多目的ダム建設工事勘定又は」を加える。

第十五条の二第一項の規定による負担金に係る債権の発生及び回収実績表

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。建設委員長亀山孝一君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

をもつて修正案のとおり修正議決すべきものと決しました。

次に、特定多目的ダム法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、近時における水需要の増大に対処するため、多目的ダムを建設すべき緊急の必要がある場合においては、都市用水にかかるダム使用権の設定予定期間が特定していない段階であっても、相

当の期間内にこれを特定する見込みが十分あるときは、基本計画を定め、その建設に着手できるものとします。

本案は、去る三月八日提案理由の説明を聴取のとおりあります。

本件は、基本計画を定め、その建設に着手できるものとします。

本件は、去る三月八日提案理由の説明を聴取のとおりあります。

まず、河川法の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案は委員長報告のとおり決しました。

次に、特定多目的ダム法の一部を改正する法律案につき採決いたします。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

かり、下請中小企業の体質改善を強力に推進することといたしております。

第六に、流通近代化対策については、商業近代化地域計画の策定につとめるとともに、政府関係金融機関の流通近代化貸し付けの拡大をはかり、卸商業団地、ボランタリーチェーン、商店街近代化等商業における中小企業構造の高度化の推進をはかることとしております。

第七に、中小企業における労働力確保と資質の向上をはかるとともに、中小企業の職場を安全で快適なものとするため、職業紹介、職業訓練等の施策の拡充をはかるほか、労働災害の防止等につき、労働者の福祉の向上をはかることといたしております。

第八に、中小企業金融対策として、政府関係中小企業金融三機関に対し、財政投融資を大幅に増加し、その貸し出し規模の拡大をはかるとともに、種々の特別貸し付け制度の創設、拡充を行なうこととしております。

第九に、中小企業税制については、中小企業の税負担の軽減をはかるため所要の税制改正を行なうこととし、特に小規模事業者については、所得税における青色申告控除制度の創設、個人事業としております。

最後に、五月十五日に本土復帰する沖縄の中小企業について申し上げますと、沖縄経済に占める中小企業の比重はきわめて高く、早急に本土並みにその体質の強化をはかる必要があるため、昭和四十七年度においては、小規模企業対策、指導事業、組織化対策及び技術対策に重点を置いた施策の展開をはかるとともに、金融面については、現在国会で審議中の沖縄振興開発金融公庫法案により設立される予定の沖縄振興開発金融公庫の貸しそうに、所要の中小企業ワクを確保することとしておる次第であります。また、業種別の近代化の推進のため、沖縄振興開発特別措置法に冲縄に限った中小企業近代化促進制度を設けるなど

の措置を講じ、かつ、助成の条件についても本土より一段と手厚いものとしておるのであります。

以上が昭和四十六年度中小企業の動向に関する年次報告及び昭和四十七年度において講じようとする中小企業施策の概要であります。(拍手)

すなわち、白書の指摘するように、不況と円切り上げの相乗作用によって長期化した不況の中で、中小企業の四十六年度の生産は、前年比わずか一・五%の増にすぎず、六・一%の増加を示しましたが、大企業に比べて大きな落ち込みを示しているのであります。全企業の九九%以上が中小企業であつて、そこに働く人も二千七百万人をこえるといわれます。今日、こうした格差を、わが国特有の構造のせいばかりにすることは許されないと思うのであります。ここで思い切った中小企業に対する方策が、特に効果的な政府による施策の側面的な援助がその重要性を増すものと考えるのであります。

新しい時代に生きる中小企業は、今後いかなる方向に進むべきか、御意見をお伺いいたしたいのであります。まず、昨年までの通貨調整問題は、中小企業に多大の影響を与えたが、特に輸出関連産業と中小の貿易業者に大きな圧力となつてることは事実であります。これに対して、政府は、織維産業における紡織機の買い上げや緊急融資などの対策を講じてまいりましたが、中小企業、特に下請企業の実態を十分把握して対策を講じておられるかどうか、この点をお伺いいたしたいと思います。

○左藤恵君(登壇) 中小企業の動向に関する年次報告並びに昭和四十七年度年次報告及び昭和四十六年度年次報告の発言に対する質疑 ○議長(船田中君) ただいまの発言に対して質疑の通告があります。順次これを許します。左藤恵君。

〔左藤恵君登壇〕

○左藤恵君(登壇) 私は、自由民主党を代表いたしまして、ただいま御説明のありました昭和四十六年度のニクソン声明以来の一連の国際通貨調整について、政府の中小企業政策について、総理並びに関係大臣にその所信を伺いたいと思います。今回のいわゆる中小企業白書は、昨年八月十五七年度において講じようとする中小企業施策を通して、政府の中小企業政策について、総理並びにわち、ドル・ショックと円の切り上げという国際経済の中ににおけるわが国の置かれているきわめうな実態を示しているかを、まず第一部で「苦闘

次に、中小企業基本法が制定されてことしはちょうど十年目に当たるのであります。たとえば資本金五千万円以上で一億円未満のものは法の谷間に落ち込んでいると申しますが、実質的には中小企業の分野に属していくても法的には大企業であるという、時代の推移によるさまざまな矛盾も見られるのであります。総理は、この際基本法を改正して、中小企業の実態を正しく反映した定義に改められるお考えはないかどうか、お伺いいたしたいのであります。

さらに、零細企業となりますと、家内工業的なものが数の面では非常に多いといふ、そういう実情からも、中小企業とは切り離して、一そきめのこまかい指導と助成を行なう必要があると考える所以を探らうとしているのであります。このよう

する中小企業」としてとらえており、次に「変化と多様性のなかの中小企業」という第一部において、中小企業の直面している課題を指摘して、解決の糸口を探らうとしている点は、深い敬意を表するものであります。

このように苦悩にあえぐわが国中小企業の実態が明らかにされてきていく中で、政府として、中

びしいが、可能性は大きいことを示唆しようとしているのであります。当面の対策としては、まだいま御説明がありましたように、昭和四十七年度における施策として幾つか述べられておるのであります。私は、このような中小企業の新しい時代への検索の中で、特に早急な対策が望まれる数点について、関係閣僚に質問をいたしたいと思

ます。まず、昨年までの通貨調整問題は、中小企業に多大の影響を与えたが、特に輸出関連産業と中小の貿易業者に大きな圧力となつてことは事実であります。これに対して、政府は、織維産業における紡織機の買い上げや緊急融資などの対策を講じてまいりましたが、中小企業、特に下請企業の実態を十分把握して対策を講じておられるかどうか、この点をお伺いいたしたいと思います。

次に、白書の第二部で指摘されているように、円切り上げを契機として新しい時代の潮流がはつきりしてきた今日を、変化と多様性に富んだ社会問題でありますので、総理からお答えをいただきたいと思います。

次に、白書の第二部で指摘されているように、

から行なう能力が乏しく、資金面でも大きな制約を持つ中小企業は、どのようにしてこのよきな障害を克服すべきであるかは、むずかしい問題であつても、避けて通ることのできない道であります。特に資金面は、政府が積極的に援助する以外に方策がないと考えますが、この点についても御意見を承りたいと思います。

さらに、われわれ都市住民が最も関心を持つ問題として、公害の効果的解決方法として地方への移転が取り上げられますが、私は、安易な机上のプランではどうにもならない、現実問題として大ないし中企業の工場のほんの一部である、たとえばメックの部分だけを下請しているような工場は、親企業と切り離して移転することができない等々、困難な要素を多くかかえておると思うのであります。政府はこれら中小企業の移転についてどのように考へられておられるかを、この際明らかにしていただきたいのであります。そして、親企業に下請の公害対策を義務づけることができるかどうか、その可能性についても御意見をお伺いいたしたいと思います。

第三に、環境の急速な変化に中小企業が適応していく手段として、事業転換の重要性が今後ますます増大していくものと思われます。しかし、不況下における中小企業の事業転換は、言ふべくしてなかなか行なわがたいものであります。特に、不況対策ばかり自が向けられて、長期的な構造的課題に対する対応がおろそかにされるようになります。この中小企業の事業転換を、思い切った発想の転換ともいえるような積極的な推進をはかつていいこうとするお考えであるかどうか、政府の御意見を承りたいと思います。

また、低生産部門においては、廃棄を余儀なくされる中小企業も出てくると思われますが、これ

この点もあわせてお答えいただきたい。

最後に、国際化の積極的な適応策として海外投資が考えられます。中小企業の海外投資については政府はどうお考えになつてあるか、何らかの助成策を講ずべきではないかについてお伺いいた

したいと思います。

過般の米国のいわゆるドル・ショックは、御承知のとおり、ドルの国際的価値の下落に対処するためにとられた措置であります。そのため起因についたいろいろにあげられている中で、私は、米国がいわゆるワールドエンタープライズ、世界的企業が海外に進出して、資本を投じ生産活動を行なうといふ結果になつている点に注目するものであります。現段階でのわが国は、外貨蓄積は二百億ドルに近づこうとし、国内の失業者もほとんど皆無の状況でありますけれども、いま、たとえば

國内における労働事情の逼迫のために、海外に工場を無計画に進出させるようなことがあれば、私は、わが国もまた米国の轍を踏むおそれなしとはしないと心配するものであります。

左藤君も御承知のように、中小企業は、これまで、わが国経済発展の中で市民の生活を潤し、また輸出伸長の原動力として、常に欠くことのできない重要な役割りを果たしてまいりました。今日もなお、その役割りの重要性は、決して減するものではありません。しかしながら、このことは、中小企業が従来と同じ経営の方針により今後の事態の変化に対処していくことを意味するものではないであります。国民所得水準の上昇に伴う需要構造の変化は、発展途上国製品の追い上げとともに相まって、より多様化、高級化した製品分野への移行を必要とし、また労働者意識の変化など、社会的変化に対応する一環として、政府は中小企業をどのように位置づけようとしておられるのか、これについてお答えをいただきたいと思います。

さらに、発展途上国に対する特惠関税供与や円

創意くふうを生かして、製品の質的高級化や多様化等をはかる必要があると考えるのであります。以上、幾つかの点に触れたのでありますが、私

は、中小企業に働く人々のため、愛情深い政府の御答弁を期待するものであります。そして、この中小企業白書に示された中小企業の実態を十分把握することによって、政府がここで大胆な発想転換とでもいうべき画期的な中小企業についての長期的ビジョンを打ち立て、その中で、当面する問題の解決に積極的な態度で臨まれることを強く要望いたしまして、私の質問を終わるものであります。(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤榮作君登壇〕
左藤君も御承知のように、中小企業は、これまで、わが国経済発展の中で市民の生活を潤し、また輸出伸長の原動力として、常に欠くことのできない重要な役割りを果たしてまいりました。今日もなお、その役割りの重要性は、決して減するものではありません。しかしながら、このことは、中小企業が従来と同じ経営の方針により今後の事態の変化に対処していくことを意味するものであります。国民所得水準の上昇に伴う需要構造の変化は、発展途上国製品の追い上げとともに相まって、より多様化、高級化した製品分野への移行を必要とし、また労働者意識の変化など、社会的変化に対応する一環として、政府は中小企業をどのように位置づけようとしておられるのか、これについてお答えをいただきたいと思います。

このように、中小企業の今後の進むべき道は、基本的には知識集約化への脱皮であり、また設備の近代化や構造改善を通じる生産の合理化であります。しかし、いすれの場合におきましても、市場の受けた影響が大きかったことを反省して、今後は、中小企業の特性たる小回りやバイタリティー、

この点もあわせてお答えいただきたい。

最後に、国際化の積極的な適応策として海外投資が考えられます。中小企業の海外投資については政府はどうお考えになつてあるか、何らかの助成策を講ずべきではないかについてお伺いいた

たいと思います。

過般の米国のいわゆるドル・ショックは、御承知のとおり、ドルの国際的価値の下落に対処するためにとられた措置であります。そのため起因についたいろいろにあげられている中で、私は、米国がいわゆるワールドエンタープライズ、世界的企業が海外に進出して、資本を投じ生産活動を行なうといふ結果になつている点に注目するものであります。現段階でのわが国は、外貨蓄積は二百億ドルに近づこうとし、国内の失業者もほとんど皆無の状況でありますけれども、いま、たとえば

國内における労働事情の逼迫のために、海外に工場を無計画に進出させるようなことがあれば、私は、わが国もまた米国の轍を踏むおそれなしとはしないと心配するものであります。

左藤君も御承知のように、中小企業は、これまで、わが国経済発展の中で市民の生活を潤し、また輸出伸長の原動力として、常に欠くことのできない重要な役割りを果たしてまいりました。今日もなお、その役割りの重要性は、決して減するものではありません。しかしながら、このことは、中小企業が従来同じ経営の方針により今後の事態の変化に対処していくことを意味するものであります。国民所得水準の上昇に伴う需要構造の変化は、発展途上国製品の追い上げとともに相まって、より多様化、高級化した製品分野への移行を必要とし、また労働者意識の変化など、社会的変化に対応する一環として、政府は中小企業をどのように位置づけようとしておられるのか、これについてお答えをいただきたいと思います。

このように、中小企業の今後の進むべき道は、基本的には知識集約化への脱皮であり、また設備の近代化や構造改善を通じる生産の合理化であります。しかし、いすれの場合におきましても、市場の受けた影響が大きかったことを反省して、今後は、中小企業の特性たる小回りやバイタリティー、

この点もあわせてお答えいただきたい。

第二は、その後中小企業の倒産等が低水準にあるが、これは倒産が先に延びておるだけではない。うに通達を出したり、追跡調査を行なつたり、また、金融機関の貸付等においても十分な配慮をいたしてまいりました。

数字から申し上げますと、四十六年度は、負債

官 報 (号 外)

一千万円以上の倒産件数は八千六百件でございます。前年度比較一五・四%の減であります。今度の四月一ぱいの数字を前年同月に比べますと、五百九十九件でございまして、二〇・八%減でございますから、数字の上では考えたよりも倒産が少ないということは事実でございます。しかしこれは、内容がよくて倒産がないのではなく、超金融緩和しておるのでどうも自家車操業が続いているのじやないかという御指摘。こういう問題については、通産省も、出先通産局を督励しまして、企業別に実態調査を行なつておりますし、そういうことのないよう各般の施策を適切に行なつてまいらうといいます。これは、金融緩和の状態であるために、整理段階に入らなければならぬものの一部が営業を続けておるといふことが皆無ではないといふことは事実だろと思します。しかし、あくまでもこれらは実態把握をいたしまして、倒産等できるだけ防いでまいりたい、こう考えます。

次は、中小企業の公害問題でございますが、中小企業の公害問題で一番問題になるのは資金の調達でございます。資金調達につきましては、前の国会で法律をお願いいたしましたが、制度上資金拡充の方途を講じたり、また、制度を新設したりいたしたわけでございまして、中小企業、零細企業といえども、公害防止施設の建設に対しては問題のないようにいたしたわけでございます。しかし、中小企業は、いずれにしましても、その体质上非常にむずかしい経営状態にありますので、将来とも、中小企業の公害防除対策について、積極的に助成、指導してまいり必要があると思います。

それから、中小企業の事業転換。率直に申し上げますと、一部廃業等について、非常にこれはむずかしいことだという御指摘でございますが、それはそのとおりでございます。いままで、中小零細企業といえども、ある時期においては転業が可能だったわけでございますが、今度の、去年の

ドル・ショック以後の中小企業といふものは、戦後四分の一世紀以上相当高成長を続けてまいりました時点における転業といふものと比較いたしましたとき、これはいままでの考え方よりも、もつと緩和しておるので、どうも自家車操業が続いているのじやないかという御指摘。こういう問題について、通産省も、出先通産局を督励しまして、企業別に実態調査を行なつておりますし、そういう緩和しておるのでどうも自家車操業が続いているのじやないかといふことは事実でございます。しかしこれは、内訳がよくて倒産がないのではなく、超金融緩和しておるのでどうも自家車操業が続いているのじやないかといふことは事実でございます。しかしこれは、内訳がよくて倒産がないのではなく、超金融緩和しておるのでどうも自家車操業が続いているのじやないかといふことは事実でございます。しかしこれは、内訳がよくて倒産がないのではなく、超金融緩和しておるのでどうも自家車操業が続いているのじやないかといふことは事実でございます。

これは将来の日本の産業のあり方、知識集約産業と一緒にで言いますけれども、知識集約産業の中でもどのような方向が一体いいのかということになるまいらうといふことです。将来的展望に立ちながら、政府も助成をし、指導をし、政府みずからが、将来の日本のあるべき姿の中に中小零細企業をどう位置せしめるか、新しく自家業がどう可能なかといふようなことを十分考ねながら、中小企業と一緒にになって転業等を進める。そのための税制、金融上の処置等、十分な配慮が必要でございます。

それから、最後は、中小企業の製品の高級化及び多様化でございますが、これはもう日本の経済が拡大をし、貿易そのものが多様化しておるわけでありますので、高級化、多様化しなければ、過去のように高い水準で貿易を拡大していくことはできないわけでございます。

なお、アメリカに片寄つておる輸出等が、だんだんと世界各国に多様化をしなければならないといふ立場から考へても、輸出品の多様化、高級化というものに対する施策は、施設の上で助成、指導等を続け、制度上も、これらの目的が達成できるような制度の拡充をはかつてまいるべきだと考えます。(拍手)

○議長(船田中君) 石川次夫君。
〔石川次夫君登壇〕
○石川次夫君 私は、日本社会党を代表いたしまして、今回提出されました中小企業白書について質問をいたします。

白書によれば、昨年の中小企業の経営は、あらゆる指標に不況と円切り上げによる苦悩のほどがなまなましくあらわれております。昨年は、前年

に比し、生産は一・五%しかふえません。前年の伸びの一・二・七%から大きく後退をいたしております。昨年においても、六・一%の生産増をいたしました大企業に比べまして、もつと転業がむずかしいという状態でございます。これが将来の日本の産業のあり方、知識集約産業と一緒にで言いますけれども、知識集約産業の中でもどのような方向が一体いいのかということになるまいらうといふことです。将来的展望に立ちながら、政府も助成をし、指導をし、政府みずからが、将来の日本のあるべき姿の中に中小零細企業をどう位置せしめるか、新しく自家業がどう可能なかといふようなことを十分考ねながら、中小企業と一緒にになって転業等を進める。そのための税制、金融上の処置等、十分な配慮が必要でございます。

それから、最後は、中小企業の製品の高級化及び多様化でございますが、これはもう日本の経済が拡大をし、貿易そのものが多様化しておるわけでありますので、高級化、多様化しなければ、過去のように高い水準で貿易を拡大していくことはできないわけでございます。

この中には、設備投資は、中小企業におきましては本年度実際に一八・八%も減少することが予想をされておるわけであります。

さるに、設備投資は、中小企業におきましては本年度実際に一八・八%も減少することが予想をされておるにすぎません。軽工業の分野におきましては、明らかに絶対額においても減少の傾向を占めておるにすぎません。軽工業の分野におきましては、明らかに絶対額においても減少の傾向を示しております。

さらに、設備投資は、中小企業におきましては本年度実際に一八・八%も減少することが予想をされておるにすぎません。軽工業の分野においても減少の傾向を占めておるにすぎません。軽工業の分野においても減少の傾向を示しております。

そこで、設備投資は、中小企業におきましては本年度実際に一八・八%も減少することが予想をされておるにすぎません。軽工業の分野においても減少の傾向を占めておるにすぎません。軽工業の分野においても減少の傾向を示しております。

通産大臣は、さきに私の質問に答えて、商工委員会において、第二外為会計を創設をして外貨活用を積極的に行なう、そしてそのための法案を早急に提出をすると説明をいたしました。

外貨活用のあり方は、金融政策との調整、手続問題などで、特に海外資源の儲蓄、開発との関連で行なうということにいたしますと、非常な困難が伴う事情はよく理解できます。しかし、通産大臣が、円の再切り上げは絶対阻止をするという意を表示とあわせて積極的な方針を示そうとしたしましたことは評価をいたしたいと思うのであります。それでも、その後一向大蔵省との話し合いは進捗を見ませんで、現在では、輸銀預託というような形で行なうということにいたしましたことは評価をいたしたいと思うのであります。

また、公定歩合引き下げも、国内的に影響するところが大きいことはございませんけれども、この点についても、佐藤内閣の施策がはなはだ不明確であります。さきの円切り上げの影響が徐々に出ております。さきの円切り上げの影響が徐々に出ております。どちらが大きくなるか、どちらかといふことはございませんけれども、その後一向大蔵省との話し合いは進捗を見ませんで、現在では、輸銀預託というように後退したかに見えておるわけであります。

また、公定歩合引き下げも、国内的に影響するところが大きいことはございませんけれども、この点についても、佐藤内閣の施策がはなはだ不明確であります。さきの円切り上げの影響が徐々に出ております。どちらが大きくなるか、どちらかといふことはございませんけれども、その後一向大蔵省との話し合いは進捗を見ませんで、現在では、輸銀預託というように後退したかに見えておるわけであります。

また、公定歩合引き下げも、国内的に影響するところが大きいことはございませんけれども、この点についても、佐藤内閣の施策がはなはだ不明確であります。さきの円切り上げの影響が徐々に出ております。どちらが大きくなるか、どちらかといふことはございませんけれども、その後一向大蔵省との話し合いは進捗を見ませんで、現在では、輸銀預託というように後退したかに見えておるわけであります。

また、スミソニアン会議が終わって、日米経済リーマンケティングが確立をされなければなりません。それより、基本的には、福祉行政に転換をします。

かかわらず、突如としてアメリカ側はダンピング防止法の名目で輸入制限、関税引き上げの挙に出ようとしたことは、ガットの精神を止めてしまうよりも国内法が優先をし、ダンピングの判定資料も秘密にするなどということは、全くの不信行為といわなければなりません。これによつて陶器など、中小企業に関連があるものも大きく影響を受けることになるわけであります。

外務大臣は、世界の世論に反してベトナム北爆を支持するかのとき卑屈な態度を捨てて、アメリカとのイコールパートナーをもつて自任するものであるならば、大の遠ぼえの形ではなくて、党々とその根柢を明確にさせ、その態度の是正を求めなければならぬと思うのであります。また、アメリカは、大統領選舉に備えてなりふりかまわず景氣浮揚、失業対策に狂奔し、異常な金利引き下げなど、ドルの強化策を忘つて世界の通貨体制を動搖させている点、基軸通貨の上にあぐらをかいて、ドルは黒字国責任で補えとするその態度につきましても、堂々と、強くその反省を求むるべきであります。この点、経理、外務大臣に所信を伺いたいと存じます。(拍手)

次に、中小企業白書では、中小企業の二重構造を認めながら、そこに観点をとどめることとなしに、人間尊重、知識集約化の、将来のあるべき姿を示すことに重点が置かれております。確かにこれは一つの見識でございましたよう。しかし、ここには明らかに飛躍があります。中小企業の事業数は九九・三%、従業員数は実に七七・二%で、二千七百万人を占めておる。納税額も、法人税中三六・六%にも及んでいるにもかかわらず、予算の面で見るとわざかに六百九十七億円、全一般会計予算の〇・六%にすぎません。たとえば、就業者数七百万人足らずの農林予算が、食管会計を含むとはいながら、実に一兆三千億円にもなるのに比べてみると、あまりにも少なくて、その冷遇

防止法の名目で輸入制限、関税引き上げの挙出を止めることは、ガットの精神を守らねばなりません。そもそもアメリカにおきましては、國際綱領よりも国内法が優先をし、ダンピングの判定資料も秘密にするなどということは、全くの不信行為といわなければなりません。これによつて陶器など、中小企業に関連があるものも大きく影響を受けることになるわけであります。

外務大臣は、世界の世論に反してベトナム北爆を支持するかのとき卑屈な態度を捨てて、アメリカとのイコールパートナーをもつて自任するものであるならば、大の遠ぼえの形ではなくて、党々とその根柢を明確にさせ、その態度の是正を求めるを得ないのであります。

よく政府は、二重構造が解消された一つの証左として、給与の格差の縮小をあげておられますけれども、中小企業白書の統計は、ここ十年近く六二ないし六三%に停滞をいたしております。さらに、付加価値生産性も大企業に比して五〇%足らずとされておりまして、これまで年年来改善のあとは見えておりません。そして、付加価値生産性が低くとも、給与だけは上げなければならぬときましても、堂々と、強くその反省を求むるべきであります。

大企業を中心とした政治、経済の支配下における感覚としての中小企業として見ることよりも、中小企業の持つバイタリティー、適応能力といふものを伺いたいと存じます。

次に、中小企業白書では、中小企業の二重構造を認めながら、そこに観点をとどめることとなしに、人間尊重、知識集約化の、将来のあるべき姿を示すことに重点が置かれております。確かにこれは一つの見識でございましたよう。しかし、ここには明らかに飛躍があります。中小企業の事業数

を禁することができないのであります。(拍手)六%伸びておりますけれども、わずかに二二・二%増にすぎないのであります。このような施策のもとでは、どのように将来のビジョンが示されても、しょせんバラ色の幻想にすぎないと思われるを得ないのであります。

よく政府は、二重構造が解消された一つの証左として、給与の格差の縮小をあげておりましまして、給与の格差の縮小をあげておりまして、たけれども、中小企業白書の統計は、ここ十年近く六二ないし六三%に停滞をいたしております。さらに、付加価値生産性も大企業に比して五〇%足らずとされておりまして、これまで年年来改善のあとは見えておりません。そして、付加価値生産性が低くとも、給与だけは上げなければならぬときましても、堂々と、強くその反省を求むるべきであります。

大企業を中心とした政治、経済の支配下における感覚としての中小企業として見ることよりも、中小企業の持つバイタリティー、適応能力といふものを

望めません。

週休二日制を実施しておる中小企業はわずか五%にすぎないことを白書は示しておりますけれども、世界から日本に求められておりますところのオーダリーマーケティングの重要な一環として、生産分野の固定をすべきであるというのがわが党の主張であります。このことは、経済活動の自由の原則にもとるとの見解もありますけれども、中小企業の生産物の六割は、日常生活に關係の深い消費財であることを考えなければなりませんし、また、大企業による管理価格、寡占価格に由る物価上昇から国民生活を守るためにも断行すべきであると考えますけれども、通産大臣の所信を伺いたいと思うのであります。

また、円切り上げ、不況の中で大企業のしわ寄せを受けて苦吟をしておる下請企業は製造業の半数をこえておりますけれども、その実態は、一方月以下の受注残しか持つてない企業がその五割以上を占めておる。また、単価の低下の幅が一〇%以上といふのが企業の四割以上も占めておるわけであります。これでは貸上げどころではないのです。昨年下請企業振興法は制定されましたものの、その予算はまことに少なくて、予期されたように運用もきわめて不活発な現状であります。これらに対し、きめこまかく下請企業の多い地方ごとに中小企業対策のための機関を設けて、大企業に対しては、単価や支払い方法についてその是正を求める一方、中小企業に対して、複雑多岐にわたつて実際に理解の困難な中小企業機関や、あるいはまた金融の利用について周知徹底をはかるなどのことをきめこまかく行なうべきであります。

たとえば、知識集約産業の代表としてのコンピュータリゼーションについていいますと、大企業では、一企業でもつてオンラインシステム実現のためには実に数十億円も費やすておるといふことがあります。

たとえば、知識集約産業の代表としてのコンピュータリゼーションについていいますと、大企業では、一企業でもつてオンラインシステム実現のためには実に数十億円も費やすておるといふことがあります。しかしながら、時代の進歩についてはいけないのでありますけれども、この点をどう認識をされ、また将来これらをどう考えていくかについて、通産大臣の所信を伺いたいと思うのであります。

この苦しい下請や中小企業に働く労働者も、ひどいと強調しようとも、われわれといったしましては成り立ち得ないことを繰り返し主張しないわけ

最後に、一つの提案をしたいと思うのです。

それは、今度の白書が示しておりますテーマの中で、人間尊重、知識集約化のすべてにわたって具体案を示すといらることはきわめて困難であります。しかし、人間尊重の中でも、たとえば具体的にいま申し上げた週休二日制の実現、たとえば知識集約化の中でコンピュータリゼーションを中心企業に対してもの程度実現をさせるかといふような具体的な目標を立て、そのための中長期計画を立てみてはどうでしようか。それなら白書は單なるスローガンではないということの裏打ちを示すことになるのではないでしようか。それすらできないということになれば、やはり白書は單なる作文であるということにならないでしょうか、通産大臣の所見を伺いたいと思うのであります。

その他、中小企業白書について言うべき点は多々ありますけれども、時間の制約で触れられないことがまことに残念であります。

総じていえば、不況対策と構造対策の調整などをかるかの具体性に欠けております。また、転換をはかるにしても、どこへどうしてといふような疑問に對して答えていない点は致命的な欠陥といえるであります。そして、中小企業の持つバイタリティーと適応性をたたえることで将来の方向づけを示すということだけでは、地に足のつかない幻想になり終わる危険性が多分にあるわけでございます。

問題点の整理が行き届き、方向性を示したという点については評価をするのにやぶさかではありませんけれども、冷感な中小企業の実態をもつと銳く、もつとあたたかく見詰めて、具体的な立案を急がれるように特に要望をいたしまして私の質問を終わります。(拍手)

○内閣総理大臣(佐藤榮作君) 石川君にお答えをいたします。

まず、石川君から円の再切り上げについてのお尋ねがありました。石川君も御承知のように、

うようけれども、人間尊重の中でも、たとえば具体的にいま申し上げた週休二日制の実現、たとえば知識集約化の中でコンピュータリゼーションを中心企業に対してもの程度実現をさせるかといふような具体的な目標を立て、そのための中長期計画を立てみてはどうでしようか。それなら白書は單なるスローガンではないということの裏打ちを示すことになるのではないでしようか。それすらできないということになれば、やはり白書は单なる作文であるということにならないでしようか、通産大臣の所見を伺いたいと思うのであります。

その他の、中小企業白書について言るべき点は多々ありますけれども、時間の制約で触れられないことがまことに残念であります。

総じていえば、不況対策と構造対策の調整などをかるかの具体性に欠けております。また、転換をはかるにしても、どこへどうしてといふような疑問に對して答えていない点は致命的な欠陥といえるであります。そして、中小企業の持つバイタリティーと適応性をたたえることで将来の方向づけを示すということだけでは、地に足のつかない幻想になり終わる危険性が多分にあるわけでございます。

問題点の整理が行き届き、方向性を示したという点については評価をするのにやぶさかではありませんけれども、冷感な中小企業の実態をもつと銳く、もつとあたたかく見詰めて、具体的な立案を急がれるように特に要望をいたしまして私の質問を終わります。(拍手)

○内閣総理大臣(佐藤榮作君) 石川君にお答えをいたします。

まず、石川君から円の再切り上げについてのお尋ねがありました。石川君も御承知のように、

レート調整の効果は相当の期間を経て国際収支面に初めてあらわれるものであります。また、最近

の世界の為替市場は、わが國をはじめ平穏に推移しつつあり、円の再切り上げというようなことは

考えられません。あり得ないことだと思います。

また、景気の回復が国際収支の均衡回復を早め

る原因となる点も重要であります。

この観点から、政府は、これまで積極的な景気浮揚策を実施してきたのであります。これが次第に功を奏し、景気は着実に回復過程をたどり、国際収支も次第に均衡に向かうことが期待されます。

なお、政府といたしましては、今後とも財政金融面から適時適切な景気施策を講じてまいります。

と考へております。

次に、米国のダントン規則の改正につきましては、わが国はすでに昨年秋、文書をもつて、国際ダンボーニング防止コードに合致する方向で改正されることができます。希望らしい旨申し送っております。今後とも必要に応じ、言るべきことは逐次米国に申し述べてまいります。

また、ドル防衛の問題につきましては、かねてから申し上げているとおり、わが国は世界経済の安定的発展のため、他の主要国とも協調して、必要な協力をに行なうとの方針のもとに、昨年十二月の多角的通貨調整にも參画した次第であります。

しかし、ドル防衛の問題は、御指摘のとおり、第一

は実施中でございます。

さらに、経済協力とかあるいは原料の備蓄輸入といふようなものに関する活用策につきましては、輸銀法その他の法令改正あるいは予算措置の必要性といふようなものを中心に、ただいま関係省で検討中でございます。(拍手)

○国務大臣(田中角栄君登壇)

長期的に世界貿易を拡大均衡の方向で維持をしていくためには、各国ともオーダーリーマーケティングの確立、すなわち輸出秩序の確立が必要であることは御指摘のとおりでございます。わが国でも種々方策を講じておりますことを御承知いただきたいと思います。

第二は、円の再切り上げを阻止するということと考へております。

また、ドル防衛の問題につきましては、かねてから申し上げているとおり、わが国は世界経済の安定的発展のため、他の主要国とも協調して、必要な協力をに行なうとの方針のもとに、昨年十二月の多角的通貨調整にも參画した次第であります。

第三には、大蔵省との間にいま検討いたしております第二外為会計等の問題でございますが、これは新たに新会計をつくることを目的とするものであります。現に国際機関において国際分業の必要性が論じられておるわけでございますし、国際機関においては、国際分業の推進といふことがござります。

それから第六、中小企業と大企業との生産分野の確立についての御意見でございますが、これも研究をしなければならない重要なテーマでございます。現に国際機関において国際分業の必要性が論じられておるわけでございますし、国際機関においては、国際分業の推進といふことがござります。

第四点、中小企業省設置、その他の問題等についてのお尋ねがありました。これは通産大臣からお答えいたします。(拍手)

○国務大臣(水田三喜男君登壇)

外貨の活用について

次に、中小企業省設置、その他の問題等についてのお尋ねがありました。これは通産大臣からお答えいたします。

あるいは中長期債への運用とか、すでに外貨対策

は、はなはだ遺憾でございます。そういう意味

ですが、御指摘のとおりでございます。新社会経

済発展計画をつくるときには、少なくとも六十年

展望の日本の経済の中で、中小企業、零細企業が

どのように位置すべきであるかといふ望ましい姿

場を主張するためにガットの場等で論議をしなければならないこともあります。考えておるわけでございます。

第五点、中小企業省の設置でございますが、本件につきましては、もう長いこと懸案になつておられます。しかし、結論的に見ますと、戦後四分の一世纪以上にわたって議論されてきた中小企業が、結論的には、一般産業行政と分離をして中小企業省をつくるても、必ずしも所期の目的を達することはできないという結論になつておるわけでございます。私は、一般産業行政と同一のワクの中で通商産業省が所管をするいまの制度を十分運用することによって足れるものだと考へておるのです。

それから第六、中小企業と大企業との生産分野の確立についての御意見でございますが、これも研究をしなければならない重要なテーマでございます。現に国際機関において国際分業の必要性が論じられておるわけでございますし、国際機関においては、国際分業の推進といふことがござります。

それから第七、知識集約化の過程における大企業と中小企業との技術格差の問題でございますが、これは御指摘のとおり保護貿易主義が台頭しておること

は御指摘のとおり、技術格差を解消するためには御指摘のとおり保護貿易主義を行なうべきでございます。

第八は、中期経済計画の中に中小企業の位置づけ、長期的プログラムがないということでございましたが、御指摘のとおりでございます。

新社会経済発展計画をつくるときには、少なくとも六十年

展望の日本の経済の中で、中小企業、零細企業が

どのように位置すべきであるかといふ望ましい姿

が計算をされ、國民の前に明らかにされることが望ましいことである。なかなかめんどうな問題でございますが、しかし、通商産業省は、所管省として、これらの理想的な青写真をかくため全力を傾けてまいりました。

最後に、週休二日制等の問題でございますが、これはもう生産から生活へと移行しなければならないといわれておる現在でございますので、週休二日制、できれば三日制という理想的な姿に向かつて進むべきであることは、言うまでもないのとござります。しかし、現実的には、中小零細企業には、週休二日制をなさなければならぬと同時に、その前段に行なわなければならぬ幾多の問題があるわけでござります。そういう意味で、理想は高々と掲げながら、あくまでも現実を一步一歩前進をして、その過程において解決をすべき週休二日制だと思います。(拍手)

○國務大臣(福田赳天君) 私に対する質問は、アメリカの輸入制限の動きに対しての問題であります。

確かに石川さん御指摘のように、アメリカの一部には、輸入制限、保護貿易主義の動きがあります。これは特にアメリカの国際収支が非常に悪化しておる、昨年のときは三百億ドルにも及ぶ国際収支の赤を出しておる。こういう際でありますので、私どもいたしましては、非常にこの動きに対しまして警戒をいたしておりますところであります。

わが国といたしましては、アメリカのこうした動きが、わが国の中小企業をはじめ、わが国の産業に非常な影響がある、これはもとよりでござりまするけれども、もつと大きな立場、つまり、アメリカのような巨大な経済が保護貿易主義に移るということになれば、これは必然的に世界がブロック経済化、あるいは保護・孤立経済化体制に移行する。そういうことになりますれば、これは世界の経済のみじやありません、政治上の悲

觀に通ずる。そういうようなことを考えますとまさに、この巨大なアメリカ経済というものが、保護政策主義に移行するといふようなことは、断じてこれはなさしめてならないところである。かように考えて、機会あるごとに、アメリカに対しましてはわが國のそらした意見を申し述べておるのとあります。

また、具体的な反ダンピング法則、こういう問題につきましても、先ほど總理大臣から申し上げましたとおり、具体的にわが国といたしましては適切な行動をとつておる、こういうことでござります。

なお、石川さんから、わが國の経済政策が対米追随じゃないか、そういうような御批判もあります。特に通貨調整の問題をあげられましたが、この通貨調整、これは世界経済を何とかひとつ安定させようと、いろいろ努力の一つのあらわれである。わが國の立場、これはやはりアメリカ経済というものが世界経済におけるところの非常に重要な地位、そういうことを考えますときに、このアメリカ経済を崩壊させるということになつたら、これはまた、わが国ばかりではない、世界全体の問題になつてきます。そういうようなことから通貨調整に協力をいたしました。私は、これは妥当な措置であつたと、こういうふうに思います。

しかし、御指摘のように、幾ら通貨調整、つまり、ドルから見ますれば対外措置をとつてみますても、アメリカの国内措置が適正に動かなければ、これは功を奏しません。そういうことを考えますときには、何といつても世界経済で非常に大事なことは、アメリカがその国内内措置において適正な方向を着実に打ち出す、こういうことじやないかろうか、そういうふうに思ひますのであります。

いたしましては、アメリカに対しましては、さようならアメリカの自主的な体制の推進といふことにについて、機会あるごとに意見を申し述べておる、

こういうのが実情でござります。

【國務大臣塙原俊郎君登壇】

○國務大臣(塙原俊郎君) 御質問の週休二日制

は、社会問題であり、政治問題になりつつあります。しかし、日本の現実は、大企業ではかなり進んでおりますが、中小企業では、石川議員御指摘のように、きわめりょうたるものであります。

試みに、千人以上の企業、これが、昨年の秋、いわゆるドル・ショック以来不況に入つたときの数字でありますけれども、それまで二六・一%であったものが、昨年秋は三七・八%、これがい

わゆる千人以上の企業であります。労働者の数にいたしますと、三四・六%が四四・六%と上昇いたしております。一方、三十人から九十九人までの企業をとつてみると、企業の数で二・四%

四%が三・三%、それから労働者の数で二・四%

四%が三・三%、こういう非常な格差がある。これはまだ、わが国ばかりではない、世界全体の問題になつてきます。そういうことを考慮すると、このアメリカではそれ以上のことも考えておるようではあります。これがきわめて望ましい姿であり、好ましい姿であり、先進諸国もほとんどこれをやつておりますから、わが国としてもそういう方向にいかなければならぬと、私は常に強く考えておる一人であります。

この問題を御審議願つておる労働基準法研究会は、一九七〇年代の後半において完全なものができるであろうといふ考え方を示しておりますけれども、それは功を奏しません。そういうふうに思ひます。

では、労働省は一体何をやつておるか。

実態の調査、把握、それから労使に対する資料の提供、コンセンサスの醸成。先ほども申しました

ように、法律でこれを綱るものではありません。も

ちろん、金融機関の場合、銀行法の改正は必要であります。この問題は性格上どうしても立法措置やるべきではないといふことがありますれば、そういうふうなことによつて行政指導を徹底的に行つていくというのが私の考え方であります。

す。(拍手)

この問題を御審議願つておる労働基準法研究会は、一九七〇年代の後半において完全なものができるであろうといふ考え方を示しておりますけれども、それは功を奏しません。そういうふうに思ひます。

では、労働省は一体何をやつておるか。

実態の調査、把握、それから労使に対する資料の提供、コンセンサスの醸成。先ほども申しましたように、法律でこれを綱るものではありません。も

ちろん、金融機関の場合、銀行法の改正は必要であります。この問題は性格上どうしても立法措置やるべきではないといふことがありますれば、そういうふうなことによつて行政指導を徹底的に行つていくというのが私の考え方であります。

○議長(船田中君) 坂井弘一君。

[坂井弘一君登壇]

○坂井弘一君 私は、公明党を代表いたしました。て、たゞいま御説明のありました昭和四十六年度中小企業の動向に関する年次報告並びに昭和四十七年度において政府が講じようとする中小企業施策について、總理並びに國務大臣の所信をお伺いしたいと思います。

最初にまず、中小企業の方々の苦境を訴える声の二、三を紹介して、以下順次質問に入ります。

その一つは、従業員が三十人に満たない機械関係の下請企業の例であります。これまで企業の高度化、近代化を目指して設備等も充実させてきたところに、昨年八月のドル・ショックに見舞われ、それ以来親企業の生産手控えによる受注量の大幅減少となり、その上車両も大幅に切り下げられてしまつたが、従業員をそのまま置いておくるために、出血を覺悟で操業せざるを得ないというものであります。しかし、この状態では長く続かない勢い他に仕事を求めたが、どこも同じこととございまして、受注を得ることができない。この辺で見切りをつけて、将来性のある他の業種に事業転換したいのだが、すでに転換するだけの余力を使い果たしてしまっております。かりに資金の調達ができたとしても、先行きが不安で容易に踏み切れないといふものであります。

次は、密集した住宅地の中にある金属関係の小さな町工場の例であります。この場合は、工場が騒音を出すこと、メッキ関係も抜つていて、公害発生ということで操業を続けるわけにはいかない状態に追いやられているといふのであります。やむなく郊外に適地を得て移転したいが、取引先から遠く離れてしまうこと、現在いる従業員にやめられてしまうこと、移転先で新たに労働力を確保することは容易でないことなどから、適地が見つからず困っているというものであります。さらに、これはある織布業者であります。場合、織機が十台ばかりの零細な企業であります。

仕事は激減し、さらに、ドル・ショック、織維の政府間協定締結などの影響で、操業を続けることは不可能な状態となってしましました。政府の救済措置として遊休織機の買い上げが行なわれるごとになりました。この工場の場合は、そのほとんどが無登録機であるために買い上げの対象となるはずが、全くとほうにくれているということです。以上申し述べました事例は、多くの困っている中小企業のほんの一例にしかすぎません。昨年の景気停滞時における国際通貨調整、円切り上げ等の打ち続々経済変動によつて、多くの中小企業はその存立基盤を根底からゆすぶられているのであります。加えて、中小企業を取り巻く経済社会の激しい変化と多様化は、問題をさらに複雑化し、中小企業が、小回りと持ち前のバイタリティーのみによって創意くふうを發揮し、環境への適応、事業転換をなし得るかどうか、はなはだ疑問に思われるを得ません。したがつて、このような中小企業者の不利を補正し、力をつけていくことこそ、中小企業施策の本質であろうと思われるのです。現在、政府の転換施策としては、特恵、ドル・ショック対策としての施策があるのみで、時代の要求を吸収し得る転換施策は何一つありません。中小企業者の中には事業転換を希望するものは少なくない現状であります。しかし、それらの多くは転換する方向をみずから把握することもできません。したがつて、やむを得ず現状に甘んじていなければならぬのが実情であります。中小企業基本法第十五条には、「国は、中小企業者が需給構造等の変化に即応して行なう事業の転換を円滑にするため必要な施策を講ずるものとする。」また、「中小企業の従事者の就職を容易にすることができるよう必要な考慮を払うものとする。」とあります。いまこそ、この法の精神を施策として具体化し、政府の指導、育成を強化すべきときであると思いますが、事業転換に対する政府の基本的な方針と具体的な対策を明確にしていただきたい 것입니다。

第三の問題は、転換先についてであります。白書は、知識集約度の高い分野は必ずしも大企業に適したものばかりではなく、すでに先端産業に至つたのであります。冒頭にあげた事例でもおわかりと思いますが、白書が分析した長期的な環境変化と現実の中小企業の適応力との間に、本的に改める必要があること、従来の施策の見直しの必要性を指摘し、そのつど總理から前向きの大臣の所信をお伺いしたいのであります。

わが党は、かねて中小企業政策のあり方を基本的であります。いまこそ、この法の精神を施策として具体化し、政府の指導、育成を強化すべきときであると思いますが、事業転換に対する政府の基本的な方針と具体的な対策を明確にしていただきたい 것입니다。

第三の問題は、転換先についてであります。白書は、知識集約度の高い分野は必ずしも大企業に適したものばかりではなく、すでに先端産業に至つたのであります。冒頭にあげた事例でもおわかりと思いますが、白書が分析した長期的な環境変化と現実の中小企業の適応力との間に、本的に改める必要があること、従来の施策の見直しの必要性を指摘し、そのつど總理から前向きの大

きなギャップが存在しております。ここで中小企業施策の総点検をする必要があると、再度主張するものであります。總理、通産大臣の所信をあわせてお伺いしたいのであります。

第二の質問は、事業転換についてであります。中小企業が事業構造の変化に適応していくことは、きわめて困難であります。資金力、信用力、労働力、人材、生産性等の点で不利を背負つた中小企業が、小回りと持ち前のバイタリティーのみによって創意くふうを發揮し、環境への適応、事業転換をなし得るかどうか、はなはだ疑問に思われるを得ません。したがつて、このようなか小企業者の不利を補正し、力をつけていくことこそ、中小企業施策の本質であろうと思われるのです。現在、政府の転換施策としては、特恵、ドル・ショック対策としての施策があるのみで、時代の要求を吸収し得る転換施策は何一つありません。中小企業者の中には事業転換を希望するものは少なくない現状であります。しかし、それらの多くは転換する方向をみずから把握することもできません。したがつて、やむを得ず現状に甘んじていなければならぬのが実情であります。中小企業基本法第十五条には、「国は、中小企業者が需給構造等の変化に即応して行なう事業の転換を円滑にするため必要な施策を講ずるものとする。」また、「中小企業の従事者の就職を容易にすることができるよう必要な考慮を払うものとする。」とあります。いまこそ、この法の精神を施策として具体化し、政府の指導、育成を強化すべきときであると思いますが、事業転換に対する政府の基

本的な方針と具体的な対策を明確にしていただきたい 것입니다。

第五の質問は、不況、倒産対策であります。

長期にわたる不況は、中小企業者に甚大な影響を与え、受注の減少、収益の悪化、借り入れ金の増加という中小企業の窮状は、ますます経営を直化し、時代の適応能力を失させていくだけであります。現在、倒産件数は、横ばい状態にあります。ですが、今後それらのひずみが必ず表面化し、倒産件数の増加となつてあらわれてくることをおそれるものであります。政府は、どのような見通しに立ち、どのような措置を講じていくつもりか、明確にしていただきたい。

特に、下請中小企業にあっては、初めに申し述べたとおり、不況の影響は悲劇的な様相を呈しております。このような事態に対処するために、一昨年下請中小企業振興法が制定されたわけであります。その運用が遅々として進んでおらない現状を政府はどのように認識しているのか。下請企業には、どのように対処していくのか、あらためてその見解と対策をただしておきたいのであります。

第六の質問は、中小企業の公害問題であります。環境保全の思想は、全国的に徹底し、その機運は大いに高まっています。わが国の公害問題の解決に際して、中小企業の果たす役割もまた大なりと考えねばなりません。その解決策の一つとして、現在公害のため移転せざるを得ないほど緊迫している中小企業は、都心部で二六%もあります。しかし、過去五年以内にこの移転の経験のある企業の実態調査によりますと、排水路とか道路交通等の社会施設が不備であつたとする企業が五〇%以上を占めています。したがつて、中小企業の公害問題を解決するための新しい工場配置、基盤整備は、緊要な課題としてその解決が迫られています。これに対し、政府の積極的かつ具体的な援助が必要であると考えますが、総理並びに通産大臣の所信をお伺いしたい。

最後に、週休二日制についてであります。白書では、人間尊重、国民福祉向上の立場から

ら、週休二日制をかなり評価しているようですが、当然週休二日制はできるだけ早期に実現されるべきだと考えます。しかしながら、白書での見通しについて、見通しが立てないと答えておられます。つまるところ、中小企業の体質強化がすべての面から要求されますが、政府は、週休二日制を志向する上から、どのような対策を講じられるのか。

以上七点にわたって質問いたしましたが、一般的抽象論ではなく、岐路に立った深刻な中小企業のこの現実に対処する政府の責任ある、かつ具体的な努力を要求いたします。私の質問を終わります。(拍手)

【内閣総理大臣佐藤榮作君登壇】

○内閣総理大臣(佐藤榮作君) 坂井君にお答えいたします。

まず、坂井君も御指摘のとおり、わが国中小企業をめぐる内外環境の変化はきわめて急激であります。昨年のいわゆるニクソン・ショックから多国間平価調整に至る一連の国際経済上の変動は、これを端的に示したものであります。

中小企業は、今後ともその小回りあるいはハイタリティーといった特質を生かして、過去にも経験した力強い歩みを続けることが期待されるのであります。ただそのためには、このような内外環境の激変に対し、適切に、かつ彈力的に対処していくことなどがぜひとも必要であります。また、このたまたましては、中小企業政策審議会等の場を通じ、関係者の意見も十分に聞いて、円滑な企業進出のための施策を講じてまいりたいと考えております。

【國務大臣田中角栄君登壇】

○國務大臣(田中角栄君) 将来的中小企業の位置づけをなさなければならないといふ御発言でございましたが、この点については、通産大臣からお答えをいたします。(拍手)

なあ、公害問題について私の意見をただされましたが、この点については、通産大臣からお答えをいたします。(拍手)

次に、事業の転換は、從来から企業が経済環境の変化に機敏に適応するため、それぞれ積極的に

行なつてきたところであります。

特に中小企業に

とつては、その特質である機動性の活用をはかる上で、むしろ積極的にその経営政策の中に取り入れられていくべきものと考へます。政府といたしましては、このような考へのものと、中小企業の事業の転換の円滑化について、かねて特段の配慮をしてきたところであります。今後ともその施

策の充実につとめる考へでございます。

最後に、中小企業の海外進出についてのお尋ねがありました。わが国経済の国際化に伴い、わが国中小企業も、世界経済、特に發展途上国との経済交流を中心として、新たな国際的展開を必要としております。たとえば、发展途上国にとって、わが國中小企業の持つノーヘア、マネージメント等、慎重に検討すべき問題が多いので、政府といふことは、資金面、情報面、人材面などの困難についての優位性は、きわめて魅力的なものとあります。

たとえば、发展途上国にとって、わが國中小企業の持つノーヘア、マネージメント等、慎重に検討すべき問題が多いので、政府といふことは、資金面、情報面、人材面などの困難についての優位性は、きわめて魅力的なものとあります。たとえば、发展途上国にとって、わが國中小企業の持つノーヘア、マネージメント等、慎重に検討すべき問題が多いので、政府といふことは、資金面、情報面、人材面などの困難についての優位性は、きわめて魅力的なものとあります。

ありますので、新しい長期計画といふものを策定中であります。私は申し上げるまでもないのですが、しかし、日本の經濟全体が転換をするといふうらうな考え方で、中小零細企業の将来といふものと取り組まなければならない、こういうことでございりますので、新しく長期計画といふものを策定中であります。私は申し上げるまでもないのですが、しかし、日本の經濟全体が転換をするといふうらうな考え方で、中小零細企業の将来といふものと取り組まなければならない、こういうことでございりますので、新しく長期計画といふものを策定中であります。

あります。たとえば、发展途上国にとって、わが國中小企業の持つノーヘア、マネージメント等、慎重に検討すべき問題が多いので、政府といふことは、資金面、情報面、人材面などの困難についての優位性は、きわめて魅力的なものとあります。たとえば、发展途上国にとって、わが國中小企業の持つノーヘア、マネージメント等、慎重に検討すべき問題が多いので、政府といふことは、資金面、情報面、人材面などの困難についての優位性は、きわめて魅力的なものとあります。

あります。たとえば、发展途上国にとって、わが國中小企業の持つノーヘア、マネージメント等、慎重に検討すべき問題が多いので、政府といふことは、資金面、情報面、人材面などの困難についての優位性は、きわめて魅力的なものとあります。

なうことはできません。政府が相当明確な方向を示し、政策的誘導を行なうということをあわせて行なわなければ、この企業の転換等はスムーズに合理的に行なうことはできない、新しい問題として取り組まなければならぬ問題だと思います。

第三は、新型産業、すなわちベンチャービジネスといふような問題、これは情報産業とか教育関連産業というような新しい分野でございますが、こういうものに対して資金の確保、信用保険の対象にできなかいかということでござります。これ

は、いまの制度では製造とか物品販売業等が対象になつておおりまして、いま述べられたような新しい産業は対象になつております。おませんが、これは時代の動きに沿うように制度を改正しなければならないという面から考えますと、当然これら新しい産業も信用保険の対象にすべきであるら、こう思つて、その方向で検討を進めてまいります。

中小企業の海外進出につきましては、総理大臣からお答えがございましたので、省略をいたしました。

第五は、下請産業の振興でございますが、長いこと下請産業といふものに対して検討が進められてまいりましたが、結局下請に対する支払遅延防止法という法律ができましてからもうすでに二十年の歳月を経るわけでございますが、どうもこのほか具体的な問題としては取り上げられておらなかつたわけでございます。しかし、今度下請企業振興協会といふものを都道府県が設立をいたしました。そして、事業契約の履行ならぬわけでございます。そして、国はこれに対し二分の一補助を行なうわけであります。そして、事業契約のあつせんとかいろいろな苦情の処理を行なうということで、下請企業の振興に対しては一つの制度が発足をしたわけでございます。

一番問題なのは、国際経済の波動が非常に大きい、こういふときに、この国際経済の波動というものすべて中小企業や下請企業にしわ寄せをしてはならない。非常にめんどうな問題ではあります

ですが、制度上確立をするということよりも、実際的な行政の運用におきまして、行政指導においていわけであります。これはめんどうではありますが、中小企業、下請企業の振興にはそういう解決方法しかないわけでありますので、精力的に取り組んでまいりたいと思います。

中小企業の公害防止の問題については、資金、技術、税制上の問題等があるわけでございますが、先ほどお答えを申し上げたことで御了承いただきたいと存じます。(拍手)

【國務大臣水田三喜男君登壇】

○國務大臣(水田三喜男君) 御指摘のように、わが国の産業構造は今後知識集約的な方向に進んでいくことが必要であり、政府としてこれを助長していくことは望ましいことと考えます。したがいまして、ただいま通産大臣が言わされましたよう

に、現在行なわれている信用保険制度の保険対象業種、この中にいわゆるベンチャービジネスといふようなものをこれから加えていくということ

も、十分これは考慮すべき問題であると私も考えます。その点は十分研究したいと思います。(拍手)

若干の質問を行ない、政府の見解をただしたいと存ります。

わが国の中小企業を取り巻く情勢は、この一年間まことにきびしいものがありました。発展途上

国に対する特惠関税制度の実施、織維を中心としたアメリカの対日輸入制限、戦後初めて経験した円の大割り上げ、さらには、昭和四十年不況を上回る国内経済の停滞等がそれであります。この間にあって、中小企業経営者とその従業員は、非常に深刻な打撃をこうむりつつも、みずからの置かれた立場において力いっぱい努力されている現状に対し、ますもつて敬意を表したいのであります。

それにつけても憤りを感じることは、政府のこれら諸問題に対する先見性と指導性の欠如についてであります。政府のかけ声のもと、これまで中小企業者が日々と努力し築いてきた輸出の増大は、一夜のうちに破綻を来たし、手痛い打撃をこうむつたのであります。にもかかわらず、政府は、みずから経済政策の失敗を反省しその責任を痛感することなく、円の切り上げを、国民の努力によつて日本の経済力が充実したがゆえにその実力にふさわしい行動をとつたものであると、逆に居直るがごとき態度をとつてゐるのであります。これは円の切り上げと不況に直面し、現在苦しんでいる中小企業者にとって、言語道断の責任転嫁であると断ぜざるを得ません。

そこで、政府にお尋ねしたいのですが、

円の再切り上げは、より一そく日本の経済力が充実をし、その実力にふさわしい行動をとるものとして、肯定されようとしているのであります。しかし、中小企業者をはじめ、国民はひとしく政府の言動に対し疑惑を持つてゐるのであります。政府は、このではないかということであります。政府は、このための具体的な政策を明らかにするのが現下最大の責務であると思うのですが、総理はじめ大蔵、通産各大臣の明確なる御答弁をいただきたい

次に、現在、中小企業者が最も関心を持つておられます景気の動向と、それに関連する諸問題について質問を行ないたいと思います。政府は、最近の経済の現状について、景気は底堅めの段階に達したといふ判断をされているようあります。しかし、それはあまりにも楽観的な見方であります。その点は十分研究したいと思います。

人企業設備投資予測を見ましても、上期の投資は四・六%とやや上向いておりますが、下期は逆に一二・四%もダウンすると、景気の先行きに悲觀的な予測が出されております。にもかかわらず、

政府は、依然として景気の先行きに対し楽観的な見方をされ、このまま無為無策のうちに時を過ごされるとされるのであります。それはまさに政府の怠慢といわざるを得ません。この際、政府は、公共投資の拡大と所得税減税を中心とした大型補正予算構想を明らかにし、景気の振興をはかるべきであると思うのですが、政府の見解をただしたいのであります。

また、その際約五兆三千億円にのぼる公共事業の発注について質問したいのであります。

去る昭和四十一年、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律が制定されたのであります。その後の推移を見ますと、中小企業向け発注目標比率は三〇%前後で一向に増大せず、逆に、その実績比率は年々悪くなっているのであります。これは、依然として政府の姿勢が大企業中心になつてることのあらわれであると断言せざるを得ないのであります。政府は、公共事業の拡大が直ちに中小企業者への発注の増大となつてあらわれるよう、目標比率を現在の三〇%から四〇%に引き上げ、それを完全に達成するため、あらゆる努力を払うべきであると思うのであります。

さらにも、現在の不況が、親企業の下請中小企業に対する理不尽な単価の切り下げ、手形の長期化を引き起こしている現状にかんがみ、下請企業育成のより一そらの徹底をはかるとともに、一昨年

の暮れに成立しました下請企業振興法を改正して、まだ第一回に、政府はこのよだな総合的産業調査を制定する意欲があるのかどうかをお伺いします。次に、私は、白書でも指摘されております中小企業の事業転換について質問を行ないたいと思います。

確かに、わが国の重化学工業中心の経済成長はその終わりを告げようとしており、今後ますます消費者の需要は多様化するとともに、個性的な商品、サービスに向かうことは必至であります。この情勢の変化にいち早く適応できるかどうかに中企業の盛衰がかかるることは、白書の指摘するところが、新分野の開拓を目指す企業家精神の復活と再生の時代が到来しているといつても過言ではありません。この意味において、いままであるとおりであります。

第三に、事業転換は、必然的に経営者並びにその従業員に新しい創造的な知識が要請されるのであります。しかし、現実には、言はやすくして行なうはかたであります。特に中小企業の場合、その条件はきわめてきびしいものがあります。まことにあります。

次に、私は、小規模事業対策について質問を行なうたいと思います。

いま中小企業者をはじめ国民の多くは、円の再切り上げ、景気回復の行く末等について深刻な不安を抱いております。この不安を解消することができる、政府に強く要望しておきたいことがあります。

最後に、私は、政府の御見解をただしたいのであります。

第二回に、事業転換に伴う最大の障害である研究開発・技術開発援助並びに転換資金の調達について、政府はいかなる施策を講じられようとしているのか、お尋ねをしたいのであります。

第三回に、事業転換は、必然的に経営者並びにその従業員に新しい創造的な知識が要請されるのであります。しかし、この人間能力の再開発をどのように進められようとしているのか。私は、現在の職業訓練制度を抜本的に改革し、質の向上と訓練生に対する給付の大幅引き上げをはかり、できるだけ多くの人が安心して職業訓練を受けられるようないきではあります。通産大臣並びに労働大臣の御所見のほどをお尋ねしたいのであります。

次に、私は、小規模事業対策について質問を行なうたいと思います。

次に、私は、小規模事業対策について質問を行なうたいと思います。

いま中小企業者をはじめ国民の多くは、円の再切り上げ、景気回復の行く末等について深刻な不安を抱いております。この不安を解消することができる、政府に強く要望しておきたいことがあります。

最後に、私は、政府の御見解をただしたいのであります。

第三回に、事業転換に伴う最大の障害である研究開発・技術開発援助並びに転換資金の調達について、政府はいかなる施策を講じられようとしているのか、お尋ねをしたいのであります。

第三回に、事業転換は、必然的に経営者並びにその従業員に新しい創造的な知識が要請されるのであります。しかし、この人間能力の再開発をどのように進められようとしているのか。私は、現在の職業訓練制度を抜本的に改革し、質の向上と訓練生に対する給付の大幅引き上げをはかり、できるだけ多くの人が安心して職業訓練を受けられるようないきではあります。通産大臣並びに労働大臣の御所見のほどをお聞きしたいのであります。

次に、私は、小規模事業対策について質問を行なうたいと思います。

いま中小企業者をはじめ国民の多くは、円の再切り上げ、景気回復の行く末等について深刻な不安を抱いております。この不安を解消することができる、政府に強く要望しておきたいことがあります。

最後に、私は、政府の御見解をただしたいのであります。

現在の政府に大きな期待を持てないことははなはだ残念でありますが、それを知りつつもなお、政府は事態の深刻さを十分に認識され、国民の不安解消に全力をあげて取り組まれんことを希望し、私の質問を終ります。(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤榮作君登壇〕

○内閣総理大臣(佐藤榮作君) 吉田君にお答えいたします。

官報(号外)

まず、円の再切り上げについてお尋ねがありますが、先ほど社会党の石川君にもお答えしたところが、最近においては、世界の為替市場は、わが國を含め平静に推移しておりますので、このような情勢のもとでは、円の再切り上げのおそれのないことをはつきり申し上げておきたいと思います。

次に、国内経済につきましては、生産が三月まで連続五ヶ月の上昇を続けていたなど、明るい面が見られます。したがって、景気はほぼ底堅めの段階にあるものと見られます。

今後の見通しとしては、輸出の伸びの鈍化、設備投資のいましばらくの低迷が予想されますが、財政を中心とする景気拡大策の効果が広範に浸透し、景気は徐々に回復に向かい、おそらくとある年度の後半には安定成長の軌道に乗るものと考えます。

なお、今後のビジョンでありますが、政府は、本年末を日途として新しい長期経済計画を策定す

べく、現在準備作業中であります。この新計画におきましては、高度福祉社会の実現と国際経済社会への貢献を重要課題として、長期的政策の方向を明らかにし、これらの政策の実施を強力に進めています。(拍手)

その他の問題につきましては、所管大臣からお答えいたします。(拍手)

〔国務大臣水田三喜男君登壇〕

○国務大臣(水田三喜男君) 私にも総理と同様な御質問でございましたが、ちょうど昨日でございましたが、米国の輸出入銀行の総裁とお会いした日本の人のお話でございましたが、世界どこを歩いても円の切り上げを迫っているような空氣はないに、日本へ行ったら、日本だけがすいぶん騒々しかったので、日本は何だろうといつて反対に聞かれたというお話を、きのう実は承りましたが、昨年の暮れに通貨調整がございましたあとで、予想されたとおりのドルの還流がなかったといったために、為替市場に若干の不安がございましたが、ただいまでは、アメリカの金の価格引き上げる終わりましたし、それから歐州諸国の金利の調整があり、為替管理の強化というようなことがあります。したために、いまでは世界各の為替市場が落ちておきました。したがって、別に円の切り上げといふことは上向くであろうといふことに各方面の意見が一致しているときでございますので、これによつて補正予算の効果が出てきてこの底堅めができたので、この予算が動き出したら、緩慢ながら経済が答弁されたように、国際収支は徐々に姿を変えてしまします。

ついで、日本その一つでございまして、きわめて現在は為替市場が落ちておるときでございます。したがって、別に円の切り上げといふことはまだ全然考えておりません。一方で、この通貨調整に参加したたるお話をございましたが、付加価値税が中小企業を圧迫するとおきましては、高度福祉社会の実現と国際経済社会への貢献を重要課題として、長期的政策の方向を明らかにし、これらの政策の実施を強力に進めています。(拍手)

十ヵ国においては、昨年の暮れの通貨調整の成果を各國で守ろうという相談をして、いろいろの国内政策をやつしているときでございますので、通貨のレートを変更しようと考えている国は、主要国には現在一つもないということでございます。問題は、いまのような黒字基調が続いたらどういう懸念があるじゃないかということを先はしつた御心配かもしれません、この点につきましては、これはやはり早く国際的な不均衡を回復しないといふことからおもしませんが、この点につきましては、これはやはり早く国際的な不均衡を回復して、そして国際摩擦をなくすることが必要でござりますが、米国の輸出入銀行の総裁とお会いした日本の人のお話でございましたが、世界どこを歩いても円の切り上げを迫っているような空氣はないに、日本へ行ったら、日本だけがすいぶん騒々しさがあったので、日本は何だろうといつて反対に聞かれたといふことは、何といつても内需を拡大することが必要でございますので、その目的で編成された今年度の大判予算がようやく通過して、いま動き出しましたところでござりますし、また、きょうは経済開発の協議会において月例報告も受けました

るといふことにはございません。ただし、これは国の税体系に大きい影響を与える問題でございますので、政府はただいま、いろいろな角度から慎重な検討を行なつておるところでございます。したがって、日本は、欧州からこの問題の専門家も日本に招聘して、私ども、この問題は十分研究するつもりで勉強を始めておるところでございますが、御質問のような、中小企業の圧迫といふようなことはございませんので、有、お答え申し上げておきます。(拍手)

〔国務大臣田中角栄君登壇〕

○国務大臣(田中角栄君) 総理大臣及び大蔵大臣からお答えございました部分は除いてお答えをいたします。

まず第一番目には、予算の中に占める官需公需の中でも、中小企業向けの目標と実績が非常に違つておる、これをもつと再検討する必要はないか。四十二年、四十三年、四十四年、四十五年とやつてまいつたわけでござりますが、四十五年は、目

標三一・三二%に対し二五・五%の実績であったことは遺憾でござります。四十六年度は三〇・一%の目標でございますが、これに近づけるべく、昨年度十分努力をしたわけでござります。またこれだけの数字、三分の一程度ではよろしくないでの、新しく目標を立ててこの部分を大きくなおうがいいという御説でございますが、私もそのように考えておりますので、政府部内で十分協議をしながら、中小企業の分野が多くなるように努力を続けてまいりたいと存じます。

第二は、中小企業の事業転換の重要性についてでございますが、今後一そろ増加をしていくと思われますので、その事業転換を円滑に、また合理的に行なうためにも、民社党でお考えになつておられます産業構造高度化・転換促進法といふものを参考にいたして、十分勉強をさせていただきたいと考えておるわけでござります。なお、総合的産業調整法のこときもの必要性はないかといふことでございますが、これら御指摘になりました案を読んでみると、まことに示唆に富んだものだと思います。そういう意味で、御提案のものを十分勉強してまいりたい、こうしたことでひとつ御了承いただきたいと存じます。

第三点は、小規模企業対策についてでございますが、小規模企業に対しましては、従来から特段の配慮をいたしておるところでござります。小規

模事業指導事業をはじめ、設備近代化資金及び設備貸与制度、それから信用補完制度、国民金融公

庫からの融資、中小企業振興事業団の高度化融資

制度、小規模事業者の税負担の軽減、小規模企業共済制度等の広範な施策を行なつておるわけ

でござります。

また、去年よりも予算も格段にふえておるわけでござりますが、これをもつて足りりいたしておるわけではないわけでござります。中小零細企業対策といふものがいかに重要であり、緊急を要するものかは、私が申すまでもないことでござりますので、御発言の趣旨を十分体しながら、遺憾なきを期してまいりたいと存じます。(拍手)

〔國務大臣塙原俊郎君登壇〕

○國務大臣(塙原俊郎君) 今後の産業構造の変革に伴いまして、御指摘のよろこい人的能力を開発、向上させることは、これは言うまでもありません。

と考えておるわけでござります。なお、総合的産業調整法のこときもの必要性はないかといふこと

でござりますが、これら御指摘になりました案につきましても、過去の景気回復期において在庫投資とともに景気回復の牽引力であった輸出と民間設備投資が、今回はいずれもさしたる増加を期

できますが、その点では、回復力は全体として強い

とは思われません。したがいまして、回復過程に入つたとは申しましても、これは、追加的な景気

対策がこれから必要でないということを意味する

ものではなく、今後とも回復テンポを見守つて、適切な景気対策を機動的に打ち出していくことが、国内的にもまた対外的にも必要であると考えます。(拍手)

○議長(船田中君) これにて質疑は終了いたしました。

一、去る四月二十八日、本院は次の総調書を異議ないものと議決した旨内閣に通知した。

昭和四十五年度一般会計国庫債務負担行為総調書(その2)

をいたしたい、このように考えております。

午後四時二十四分散会

(拍手)

〔國務大臣木村俊夫君登壇〕

出席國務大臣

内閣總理大臣 佐藤 築作君

外務大臣 福田 起夫君

大藏大臣 水田 三喜男君

通商産業大臣 田中 角榮君

運輸大臣 丹羽喬四郎君

郵政大臣 廣瀬 正雄君

労働大臣 塙原 俊郎君

建設大臣 西村 英一君

國務大臣 木村 俊夫君

出席政府委員

中小企業庁次長 進 淳君

○朗讀を省略した議長の報告

(法律公布奏上及び通知)

一、去る四月二十八日、次の法律の公布を奏上し、その旨參議院に通知した。

一、準備預金制度に関する法律の一部を改正する法律

(議決通知)

一、去る四月二十八日、本院は次の総調書を異議ないものと議決した旨内閣に通知した。

昭和四十五年度一般会計国庫債務負担行為総調書(その2)

(通知書受領)

一、去る四月二十八日、参議院議長から、国会において議決した次の予算を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

昭和四十七年度一般会計予算
昭和四十七年度特別会計予算

昭和四十七年度政府関係機関予算
一、去る四月二十八日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

麻薬取締法の一部を改正する法律

沖縄国際海洋博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律

昭和四十七年度分の地方交付税の特例等に関する法律

労働保険特別会計法

空港整備特別会計法の一部を改正する法律

石炭対策特別会計法の一部を改正する法律

国立学校設置法の一部を改正する法律

国會議員互助年金法等の一部を改正する法律

一、去る四月二十八日、參議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、輸出品検査所の支所の設置に關し承認を求めるの件

(政府委員退任)

一、去る六日、佐藤内閣總理大臣から船田議長まで、四月二十八日付をもつて外務大臣官房長佐

藤正二是外務大臣官房勤務に、また一日付をもつて文部大臣官房会計課長須田八郎は文部省

(議席変更)

一、去る四日、衆議院規則第十四条ただし書きにより、議長において議席を次のとおり変更した。

辞任	欠補
鎌治 良作君	中村 弘海君
中村 梅吉君	淡 勝郎君
江藤 隆美君	國場 幸昌君
山手 濃男君	江藤 隆美君
中村庸一郎君	國場 幸昌君
林 孝矩君	小濱 新次君
江藤 隆美君	山手 濃男君
山手 濃男君	江藤 隆美君
中村庸一郎君	國場 幸昌君
林 孝矩君	中村 梅吉君

(政府委員承認)

一、昨八日、船田議長は、佐藤内閣總理大臣申し出の、次の者を第六十八回国会政府委員に任命することを承認した。

決算委員

辞任

補欠

(政府委員任命)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、昨八日、佐藤内閣總理大臣から船田議長まで、八日議長において承認した鹿取泰衡外一名(飯塚辰史郎、立田清士及び森岡徹を除く)を同日第一〇四 大久保直彦君

地方行政委員

議院運営委員

辞任

補欠

(議員死去)

一、広島県第一区選出議員砂原格君は、昨八日死

法務委員

辞任

補欠

したがつて、報道機関が取材の対象としたことがらについて、それが「秘密」として秘匿されるべきものに当たる場合に政府がその取材に応じなかつたとしても、そのことが報道機関の取材の自由を不当に制限したり、又は国民の「知る権利」を封殺するものであるといふのは当たらない。

二、国家公務員法第二十二条に規定する「そそのかし」とは、同条に定める一定の「違法行為を実行させる目的をもつて、他人に対し、その行為を実行する決意を新たに生じさせるに足りる懲戒行為」(昭四四・四・二最高裁大法廷判決(國家公務員法違反等被告事件)参照)をいうものと解されるところ、報道のための取材の自由が、一に述べたとおり、憲法第二十二条の精神に照らし、十分尊重に値するものであることはいさでもないとしても、それは、もとよりなんらの制約を受けないものではなく(昭四一・二六最高裁大法廷決定及び昭三三・二・一七最高裁大法廷決定参照)、また、国家公務員法第一二一条は、その規定の文言に徴しても、その対象を国家公務員のみに限定することはないのであるから、報道機関の取材行為であつても、その手段方法のいかんによつては、国家公務員法第一二一条の適用をみるととなることは当然であろう。このことは、報道機関の取材のための「手段方法は、法秩序のもとに他の法益を侵さないように行なわなければ

ればならないことは当然である」(昭四四・三・一八東京高裁判決(確定))とされていることからも明らかである。

もとより、報道のための取材の自由は、十分尊重されるべきものであり、右の限度を越えないと、限り、報道機関の取材行為に対して国家公務員法第一二一条が適用されることはあるえないと考えられる。

右答弁する。

一、去る二日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員松平忠久君提出從軍日赤看護婦の処遇に関する質問に対する答弁書

從軍日赤看護婦の処遇に関する質問主意書
右の質問主意書を提出する。

昭和四十七年四月二十四日

提出者 松平 忠久

救護看護婦は戦時衛生勤務を命ぜられ、軍属の身分を保有しており、当然一定の条件の下において、國は責任をもつて事後処遇を講ずべきであり、ことに今日まで恩給法、援護法等が逐次改正され、対象者が拡大されている現状においては、日赤の救護看護婦に対しても当然援護の手をさしのべるべきである。

この件に関する方よりの同趣旨の陳情も少なくないが、政府は将来いかなる措置を講ずる用意があるのか、その所信を承りたい。

右質問する。

從軍日赤看護婦の処遇に関する質問主意書
さる大戦において戦時衛生勤務に服した日本赤十字社の救護看護婦の國家処遇については、恩給法および戦傷病者戦没者遺族等援護法等により一

昭和四十七年五月二日

衆議院議長 船田 中殿

衆議院議員松平忠久君提出從軍日赤看護婦の処遇に関する質問に対する答弁書

日本赤十字社の職制による正規の職員たる理事

員、医員、調剤員、看護人長のみで、その他一般

救護看護婦については処遇が及んでいない現状で

ればならないことは当然である」(昭四四・三・一八東京高裁判決(確定))とされていることからも明らかである。

ある。

救護看護婦は白衣の天使として軍の強い要請に

おいて戦時衛生勤務(以下「戦地勤務」という。)に

服した日本赤十字社救護員のうち、恩給公務員に

相当する理事員、医員、調剤員、看護婦長等で公

務員期間を有するものについては、一定の制限の

もとにその服務期間を公務員期間に算入すること

とされているが、今年度の改善措置によつてその

通算上の制限を撤廃し、これら日本赤十字社救護員の戦地勤務の期間はすべて公務員期間に算入す

ることとしている。

ところで、恩給公務員相当の日本赤十字社救護員に對しては、恩給制度上できるだけの処遇を講じているのであるが、恩給は官吏を対象とした年

金制度であるから、恩給公務員以外の期間を通算するにつても、その対象期間は判任官相当以上の

者としての服務期間に限るべきであり、したがつて雇用人に相当する日本赤十字社看護婦としての

服務期間を通算の対象とするには困難であり、

また、恩給公務員相当の日本赤十字社救護員であつても、戦後公務員に就職していない者について

は、この制度の建前上、恩給を給することは困難である。

次に、国家公務員の共済制度においては、現行制度が、従来の官吏に対する恩給制度と雇用人に

対する旧共済制度とを統合して発足しているとい

う経緯から、恩給受給者との均衡を考慮し、現行

共済組合の組合員となつた者のうち、戦地勤務に

服した日本赤十字社救護員で官吏相当の者として

朗読を省略した議長の報告

衆議院議員松平忠久君提出從軍日赤看護婦の処遇に関する質問に対する答弁書

〔別紙〕

勤務した者については、当該官吏相当の者として勤務した期間を、年金年限に達するまで年金額の計算の対象となる期間として取り扱い、戦地勤務に服した日本赤十字社救護員で雇用人相当の者として勤務した者については、当該雇用人相当の者として勤務した期間を、年金受給資格を発生させるための期間として取り扱っているところであるが、本年度の改善措置によつて、前者の当該官吏相当の者として勤務した期間は、全期間を年金額の計算の対象となる期間として取り扱うこととしている。

このように、現行の共済組合の組合員となつた者のうち、戦地勤務に服した日本赤十字社救護員に対しては、共済組合制度上、できる限りの待遇を講じてゐるが、戦地勤務に服した日本赤十字社救護員であつても現行の国家公務員共済組合の組合員にならなかつた者については、国家公務員といふ職域の社会保険システムをつくることとは困難である。

一方、戦傷病者戦没者遺族等援護法上は、旧陸海軍の勤務に服していた日本赤十字社救護看護婦については、一般救護看護婦をも含めて同法の軍属又は準軍属として取り扱い、これら戦没者の遺族には遺族年金を、戦傷病者には障害年金を支給する等の処遇を行なつてゐることは御承知のとおりである。

右答弁する。

電信電話設備の拡充のための暫定措置に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、電信電話等に対する国民の依然としておう盛な需要を充足するため、日本電信電話公社が公衆電気通信設備を一層急速かつ計画的に拡充する必要がある事情にかんがみ、その

ため、加入電話加入申込者等による電信電話債券の引受け制度を整理するとともに、その存続

を図り、電話交換方式の自動化の実施に伴い、

公衆電気通信設備の拡充に必要な資金を調達す

るため、加入電話加入申込者等による電信電話

債券の引受け制度を整理するとともに、その存続

を図り、電話交換方式の自動化の実施に伴い、

一時に多数の電話交換要員が過剰となる特殊な事情に対処するため当該電話交換要員の退職に

つき特別の給付金を支給する制度の存続を図り、および加入電話加入申込をした者が加入電

話の設置に要する費用に充てる資金の調達等に

できる制度の存続を図ろうとするもので、そのおもな内容は次のとおりである。

1 制度の存続

(一) 電信電話設備の拡充のための暫定措置に

関する法律は、昭和四十八年三月三十一日までに廃止するものとなつてゐるが、これ

るものとするよう改める。

(二) 電話設備の拡充に係る電話交換方式の自動化の実施に伴い退職する者に対する特別措置に関する法律は、電話交換方式の自動化の実施に伴い過剰となる電話交換要員で昭和四十八年三月三十一日までに退職したものにつき特別の給付金を支給することとしているが、その期限を十年間延長する。

(三) 電話加入権質に関する臨時特例法は、昭和四十八年三月三十一日まで電話加入権に質権を設定することができるとしているが、その期限を十年間延長する。

(四) 電話加入権質に関する臨時特例法は、昭和四十八年三月三十一日まで電話加入権に質権を設定することができるとしているが、その期限を十年間延長する。

(五) 公衆通信回線使用契約またはデータ通信設備使用契約（公衆通信回線を使用するものに限る）の申込者は、加入電話加入申込または加入電話加入申込の場合の例により債券の引受けを要することとする。

で定める額、その他の種類の度数料金局については、これらの額を基準とし、度数料金局の種類ごとに政令で定める額その電話取扱局が定額料金局である場合は、七級定額料金局については八万円以内において、一級定額料金局については二万円以内において、それぞれ政令で定める額については、これらの額を基準とし、定額料金局の種類ごとに政令で定める額

を共同電話に係る加入電話加入申込をした者並びに戦災電話の復旧等の場合における債券の引受け

電話使用料の級別区分により、それを

これが公社が郵政大臣の認可を受けて定める額

この法律中、制度の存続に関する規定は公布の日から、電話電話債券の引受け制度の整備

に關する規定並びにこれに伴う経過措置に關する規定は、昭和四十八年四月一日から施行する。ただし、公衆通信回線使用契約等に係る債券の引受けに関する規定は、公衆電気通信法の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第六十六号）の電話料金に関する広域時分割の実施に関する規定の施行の日から施行す

る。

その電話取扱局が度数料金局である場合は、五級度数料金局については十五万円以内において、一般度数料金局については二万円以内において、それぞれ政令

二 議案の可決理由

本案は、公衆電気通信事業の実情等に照らして、妥当と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 経費

昭和四十七年度日本電信電話公社予算の資本勘定における電信電話債券収入の中に、本改正に伴う分として約三千三百万円が見込まれて右報告する。

昭和四十七年五月八日

通信委員長 高橋清一郎

衆議院議長 船田 中殿

官報(号外)

一 議案の要旨及び目的

二 道路運送車両法の一部を改正する法律案

(内閣提出)に関する報告書

本案は、最近における軽自動車の普及の実情に照らし、その安全性の確保及び公害の防止を図るため、軽自動車に対して検査を実施するとともに、これを行なうこととする軽自動車検査協会を設立しようとするものであつて、その要旨は次のとおりである。

第一 軽自動車に対する検査の実施

一 軽自動車(運輸省令で定める軽自動車を除く。以下「検査対象軽自動車」という。)は、検査を受け、有効な自動車検査証の交付を受け、自動車検査証を備えつけ、検査

標章及び車両番号標を表示していなければ、運行の用に供してはならないものとする。

二 検査対象軽自動車に対する車両番号の指定は、新規検査終了時に行なうものとする。

三 検査対象軽自動車の自動車検査証の有効期間は、二年とする。

四 軽自動車の検査に関する事務(天災等の場合の自動車検査証の有効期間の伸長並びに臨時検査の対象となる自動車の決定及び公示を除く。)は、軽自動車検査協会に行なわせるものとする。

第二 軽自動車検査協会

一 軽自動車検査協会(以下「協会」という。)は、軽自動車の安全性を確保するため軽自動車の検査事務等を行なうことを目的とし、運輸大臣の認可を受けて設立されるものとする。

二 協会は、全国で一を限り設立される法人として、登記を行なうことにより成立するものとする。

三 協会の資本金は一億五千万円とし、政府がその全額を出資するものとする。また、

政府は予算で定める金額の範囲内において協会に追加出資できるものとする。

四 協会に役員として理事長一人、理事四人以内、監事一人を置くものとし、理事長及び監事は運輸大臣が任命し、理事は運輸大

臣の認可を受けて理事長が任命するものとする。

五 協会はその目的を達成するため、軽自動車の検査事務及びこれに関連する事務その他協会の目的を達成するため必要な業務を行なうものとする。

六 協会は、軽自動車の検査の実施に関する規程を定め、運輸大臣の認可を受けなければならないほか、検査を行なわなければならぬものとし、所定の検査設備の設置及び維持並びに軽自動車検査員の選任を行なわなければならぬものとする。

七 本法の施行期日は、公布の日と同日とし、軽自動車検査協会に関する規定、

八 その他の協会の定款の記載事項、業務方針書、財務及び会計、報告及び立入検査等について定めるものとする。

九 その他

七 その他、協会の定款の記載事項、業務方針書、財務及び会計、報告及び立入検査等について定めるものとする。

十 その他の

一 検査対象軽自動車についても、形式指定及び指定整備事業者による保安基準適合証の交付を行なうものとする。

十一 その他の

一 検査対象軽自動車についても、形式指定及び指定整備事業者による保安基準適合証の交付を行なうものとする。

十二 その他の

一 検査対象軽自動車についても、形式指定及び指定整備事業者による保安基準適合証の交付を行なうものとする。

十三 その他の

一 検査対象軽自動車についても、形式指定及び指定整備事業者による保安基準適合証の交付を行なうものとする。

協会の設立は、その前に行なえるようにする。

五 昭和四十八年十月一日現在使用の届出をしている検査対象軽自動車の検査義務については、所定の猶予期間を置くものとする。

六 その他関係法令の改正等を行なうものとする。

七 本法の施行期日は、昭和四十八年十月一日とし、軽自動車検査協会に関する規定、

八 その他の協会の定款の記載事項、業務方針書、財務及び会計、報告及び立入検査等について定めるものとする。

二 議案の可決理由

本案は、最近における軽自動車の普及の実情に照らし、その安全性の確保及び公害の防止を図るための措置として妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

三 本法施行に要する経費

なお、本案に対しては別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

四 本法施行に要する経費

昭和四十七年度運輸省所管自動車検査登録特別会計予算に、軽自動車検査協会に対する出資金一億五千万円が計上されている。

五 本法施行に要する経費

右報告する。

六 本法施行に要する経費

昭和四十七年五月八日

運輸委員長 小峯 柳多

衆議院議長 船田 中殿

〔別紙〕

道路運送車両法の一部を改正する法律案に
対する附帯決議

政府は、本法による軽自動車の検査制度の実施にあたり、次の事項について積極的に措置すべきである。

一 軽自動車検査協会の検査業務の適正かつ厳正な実施を確保するため、軽自動車検査協会に対する監督指導に遺憾なきを期すること。

二 軽自動車の役職員の選任について、特に公正妥当を期すること。

三 軽自動車検査員の確保充足とその厳正な検査実施について適切な措置を講ずること。

四 自動車整備事業特に指定自動車整備事業の育成を一段と強化すること。

五 軽自動車の検査手数料の適正について配慮すること。

六 軽自動車検査協会による車検制度は、軽自動車に限定すること。

官外(号)

おりである。

水の状況を改善するため、二以上の河川を連絡させる河川工事により、新たに流水を占用することができることとなる特別水利使用者に、当該工事及びその工事により設置される河川管理施設の管理に要する費用の一部を負担させることができるものとする。

年度建設省所管治水特別会計予算に、直轄流域調整河川事業費として、四億三千万円が計上されている。右報告する。

昭和四十七年五月九日

建設委員長 龟山 孝一
衆議院議長 船田 中殿
(小字及び一は修正)

〔別紙〕

附 則

(施行期日)

この法律は、昭和四十七年四月一日から施行

1 この法律は、昭和四十七年四月一日から施行する。

(別紙)

河川法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

河川法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

(別紙)

河川法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

権の近代化等利水対策をさらに総合的に推進するため、治水とあわせて、利水に関する法制の体系的整備について検討すること。

右決議する。

改正を行なうものとすること。

二 議案の修正議決理由

本案は、水需給の増大に対処し、緊急に水資源の開発を行なう措置として、おむね妥当なものと認めるが、「相当の期間」とあるを「政令で定める期間」に修正する必要があると認め、これを別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しても別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、昭和四十七年度建設省所管治水特別会計予算に、特定多目的ダム建設事業費の財源として、借入金六億円が計上されている。

右報告する。

昭和四十七年五月九日

建設委員長 亀山 孝一
衆議院議長 船田 中殿

〔別紙〕

(小文字及び一は修正)

第四条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 次の各号に掲げる要件に該当する多目的ダムに関する基本計画の作成又は変更の際、発電の用以外の特定用途に係る水の需要が計上されない特別の事情があり、かつ、当該基本計画の作成後

〔政令で定める期間内にこれを定めることができる見込〕

みが十分であるときは、当該特定用途に係る前項各号に掲げる事項については、その際定めることができる限度において基本計画に定めれば足りる。この場合においては、建設大臣は、当該ダム使用権の設定予定者を定めることができることとなるた後、遅滞なく、当該基本計画を変更して、必要な事項を定めなければならぬ。

い。
一 当該多目的ダムにより、洪水等による災害の発生を防止し若しくは軽減し、又は流水の正常な機能を維持し若しくは増進する緊急の必要があること。
二 発電の用以外の特定用途に係る水の需要が十分にあり、かつ、当該多目的ダムによりその供給を確保する緊急の必要があること。

〔別紙〕
特定多目的ダム法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、特定多目的ダム法の一部を改正する法律の施行にあたり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一 水需給のひつぱくに即応して、水資源開発事業を積極的に促進するためには、ダム建設等により、社会経済事情に急速な変化を与える水源地域における住民の生活再建及び地域の公共施設の再編整備等が必要であることにかんがみ、

これに対処する適切な措置を講ずることとし、この場合において地方行政を総合的に担当する地方公共団体の意向を十分に尊重すること。

二 ダム使用権の設定予定者を定めることができない段階で多目的ダムの建設に因する基本計画を作成し、又は変更しようとするときは、関係地方公共団体の意向を十分に尊重するとともに、できる限りすみやかに当該ダム使用権の設定予定者を定めるよう努力すること。

三 ダムの建設に際しては、地質等の調査を精密に行ない、土砂流等により、水質が汚濁されないように、細心の注意をなし、ダム公害を完全に防除すること。
四 ダム建設は、住民の生命財産に及ぼす影響が多大であるので、その建設にあたつては、工事施工業者の責任体制を明確にすること。
右決議する。

衆議院会議録第二十四号中正誤

ペレ	段行	誤	正
吉三	二三	改正案	法律案
吉三	二末三	成長して	成年して
衆議院会議録第二十五号中正誤			
ペレ	段行	誤	正
吉三	四末六	犯罪予防	犯罪者予防

昭和四十七年五月九日

衆議院全議録第二十六号

八〇六

第明治
三十五年
郵便
物語
可日

走編
一部五十四

(配送料共)
發行所

大

藏省印刷

電話 東京 五六二一四四二二(大代)

東京都港区赤坂築町二番地 郵便番号一〇七